

平成 28 年度

退職金等に関する実態調査報告書

公益財団法人 私立大学退職金財団

2016（平成 28）年 12 月 19 日

目 次

平成28年度退職金等に関する実態調査報告について	2
調査結果の概略	3
調査方法等の概要と前提条件	6
調査結果	
Q1 教職員の登録状況	10
Q2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合	17
Q3 (1) 教職員の定年年齢	23
(2) 定年退職後の継続雇用制度	35
(3) 継続雇用制度の適用者に対する退職金	38
Q4 (1) 定年前早期退職制度の有無	40
(2) 早期退職者に対する退職金の割増	43
Q5 退職金の支給対象となる必要な在職期間	45
Q6 退職金の算定方法	47
Q7 退職金の算定基礎額	50
Q8 退職金の支給率	53
Q9 賃金（俸給月額）水準	56
Q10 (1) 懲戒解雇を受けた場合における退職金の支給制限	62
(2) 支給済の退職金を返納請求できる規定の有無	64
Q11 (1) 教職員の年俸制の導入状況	65
(2) 年俸制導入の予定及び検討状況	66
(3) 区分別年俸制の適用範囲と退職金の有無	67
平成28年度 退職金等に関する実態調査 調査票・回答用紙	70

平成 28 年度 退職金等に関する実態調査報告について

本調査は、当財団の定款第4条第1項第2号に基づき、学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するために必要な調査研究として、全ての維持会員を対象に実施しました。

平成16年度から毎年実施し、今年度で13年目となりました。例年と同じく全ての維持会員（600会員）からご回答をいただき、私立大学等における退職金制度等の改正や実態を把握する上で貴重な情報となりました。関係の皆様にご参考、ご活用いただければと思います。

今年度の調査では、維持会員の退職金制度に関する基本項目に加えて、退職金規程の内容についてより具体的にお伺いしました。

集計にあたっては、「教員と職員」、「大学法人と短大法人等」、「地域」及び「規模（入学定員数）」に区分し、比較しました。

また、今年度の集計結果を3年前の平成25年度の集計結果(一部は昨年度の集計結果)と比較していただけるようにしています。

維持会員の皆様にはご多忙の中調査にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

2016（平成28）年12月

調査結果の概略

1 教職員の登録状況について（Q1）……………10 頁

維持会員である学校法人に勤務する教職員のうち、各学校法人の退職給与規程等に基づいて退職金を支給する大学、短期大学、高等専門学校、法人本部に所属する教職員の数（高校以下に所属している者を除き、休職者を含む。）は、平成28年5月1日現在199,387人^{（注）}で、そのうち当財団に登録している教職員数は133,584人です。その割合は66.9%となり、昨年度とほぼ同じ結果となっています。

（注）「退職金を支給する人数」（登録割合計算における分母）には、勤務条件又は勤務状況等から維持会員が財団に登録していない教職員（医療系職員等）を含んでいる場合がある。

2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合について（Q2）……………17 頁

維持会員全体の平成27年度決算での退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産（又はそれに該当する科目等、退職金支給に限定されている資産全体）の保有割合は56.7%でした。

3 定年年齢について（Q3（1）～（3））……………23 頁

教員の定年年齢は「65歳」が最も多く、348会員（58.0%）でした。大学法人では、医学部又は歯学部（以下「医・歯学部」という。）を設置していない大学法人では「65歳」に次いで「70歳」が多く、医・歯学部を設置している大学法人と短大法人等では、「65歳」に次いで「60歳」が多く、医・歯学部の設置の有無によって差が出る結果でした。

職員の定年年齢は「60歳」が最も多く、次いで多いのが「65歳」でした。なお、「60歳」の割合について、大学法人では約46%となっているのに対し、短大法人等では約65%と、法人種別によって差が出る結果でした。

定年退職後の継続雇用制度については、教職員ともに「継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としていない）」としている維持会員が最も多く、教員で313会員（52.1%）、職員では375会員（62.5%）でした。一方、「継続雇用制度を設けており、退職金の支給対象としている」会員は、教員で79会員（13.1%）、職員では73会員（12.1%）でした。

また、「継続雇用制度を設けていない」維持会員は、教員で186会員（31.0%）、職員で137会員（22.8%）でした。

退職金の支給対象としている場合における退職金の計算方法として「継続雇用期間は在職期間を通算せず、継続雇用期間による支給率を適用し、退職金を別途支給する」としている維持会員が最も多く、教員は52会員（65.8%）、職員は51会員（69.8%）でした。

4 定年前早期退職制度について（Q4（1）～（2））……………40 頁

定年前早期退職制度については、定年前早期退職制度を設けている会員は、教員では 196 会員（32.6%）、職員では 213 会員（35.5%）でした。

制度内容の回答では、多くの会員が勤続年数と定年前の年数又は勤続年数と特定の年齢などの複数の条件を定めており、教職員ともに、勤続年数 20 年以上かつ定年前 6～10 年前より早期退職できるとしている会員が最も多く、教員は 38 会員、職員は 52 会員でした。

早期退職の教職員に対する退職金の割増制度について、教職員ともに定年前の年数により割増率を設定している会員が最も多く、教員は 97 会員（制度を設けている会員の 46.4%）、職員は 99 会員（同 44.3%）でした。次いで退職時の年齢により割増率を設定している会員が多く、教員は 67 会員（同 32.0%）、職員は 75 会員（同 33.6%）会員でした。

5 退職金の支給対象となる必要な在職期間について（Q5）……………45 頁

退職金の支給条件となる必要な在職期間（勤続年数）は、「1 年以上」としている維持会員が教員で 460 会員（76.6%）、職員で 458 会員（76.3%）と最も多くなっていますが、医・歯学部を設置している大学法人では、教職員ともに「3 年以上」としている会員が最も多くなっています。

6 退職金の算定方法について（Q6）……………47 頁

退職金の算定方法は、「退職金算定基礎額×支給率」としている維持会員が最も多く、教職員ともに 80%を超えています。「退職金算定基礎額×支給率+特別功労金等」と合計すると、教員では 565 会員（94.1%）、職員では 555 会員（92.4%）でした。

一方、「退職金算定基礎額×支給率+評価ポイント分」と「完全にポイント制」としている維持会員をあわせると、教員で 16 会員（2.6%）、職員で 25 会員（4.1%）でした。

7 退職金の算定基礎額について（Q7）……………50 頁

維持会員が退職金算定の基礎としている俸給の月額、教職員ともに「退職時の俸給（本俸）」とする会員が最も多く、教員では 460 会員（76.6%）、職員では 445 会員（74.1%）でした。次いで「退職時の俸給に諸手当を加える」とする会員が多く、教員では 83 会員（13.8%）、職員では 86 会員（14.3%）でした。

8 退職金の支給率について（Q8）……………53 頁

退職金計算に使用する支給率は、教職員ともに「独自の支給率」とする維持会員が最も多く、教員は 304 会員（50.6%）、職員は 299 会員（49.8%）でした。

9 賃金（俸給月額）の水準について（Q9）……………56 頁

賃金の水準は、全体では、「概ね国家公務員と同じ」とした維持会員がほぼ半数で、教員で 289 会員（48.1%）、職員で 285 会員（47.5%）となっています。

法人種別で比較すると、大学法人では教職員ともに「概ね国家公務員と同じ」とした 249 会員（49.8%）のほかは、「概ね国家公務員より高い」と「概ね国家公務員より低い」とした会員がほぼ同じ割合でした。

短大法人等では教職員ともに「概ね国家公務員より低い」とした会員が最も多く、教職員ともに約 50%でした。

10 懲戒解雇を受けた場合における退職金の支給制限と支給済退職金の返納規定について

（Q10（1）～（2））……………62 頁

懲戒解雇を受けた場合の退職金の支給制限については、大部分の維持会員が「支給制限がある」と回答しており、大学法人では 484 会員（96.9%）、短大法人等では 92 会員（91.0%）でした。大学法人、短大法人等ともに 60%を超える会員が全部支給しないとしています。

また、支給制限があるとした会員で、在職中に懲戒解雇とすべき事実が発覚した退職金を支給済の退職者に対しその全部又は一部を返納請求できることとする規定の有無について、「返納請求規定がある」会員は、大学法人では 130 会員（支給制限があるとした会員の 26.8%）、短大法人等では 27 会員（同 29.3%）でした。

11 年俸制について（Q11（1）～（3））……………65 頁

年俸制の導入状況は、「導入している」と回答した維持会員は、教員では 135 会員（22.5%）、職員では 97 会員（16.1%）でした。

導入していない会員のうち、「導入を予定している」もしくは「導入を検討している」とした維持会員は、教員で 22 会員（4.7%）、職員で 22 会員（4.2%）でした。

導入している場合の年俸制の適用範囲については、区分の別に関わらず、「新規採用者」、「一定の年齢以上の者」の順で多くなっています。

また、区分の別に関わらず、「一部」とする会員が最も多くなっていますが、教職員ともに「一定の年齢以上の者」について全てとする会員が多くなっています。

以上

調査方法等の概要と前提条件

○ 調査目的

学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するための調査研究並びに退職資金交付事業の改善・充実（定款第4条第1項第2号に定める調査研究）

○ 調査要領

【 調 査 対 象 】	私立大学退職金財団の維持会員である学校法人
【 調 査 対 象 数 】	600 会員（全維持会員）
【 調 査 期 間 】	2016（平成28）年6月24日～7月22日
【 調 査 項 目 】	70 ページ参照
【 調 査 方 法 】	郵送法及びインターネット
【 回 答 率 】	100%（うちインターネットによる回答は96.8%）
【 集 計 単 位 】	維持会員数（ただし、グラフQ1、表Q1及びQ3（2）の2は教職員数）

○ 維持会員の内訳（法人区分）

大学法人	499 法人	短期大学法人	100 法人
高等専門学校法人	1 法人	合 計	600 法人

○ 維持会員の地域区分



（注）平成28年度版文部科学大臣所轄学校法人一覧（公益財団法人文教協会）（以下、「学校法人一覧」という。）の法人所在地により区分。

○ 維持会員の規模区分（入学定員数）

入学定員数	大学法人	短大法人等	合 計
100 人未満	16	13	29
(100 人以上) 200 人未満	39	40	79
(200 人以上) 300 人未満	56	28	84
(300 人以上) 400 人未満	62	11	73
(400 人以上) 500 人未満	49	5	54
(500 人以上) 600 人未満	51	3	54
* (600 人以上) 800 人未満	53		53
(800 人以上) 1,000 人未満	32		32
(1,000 人以上) 1,500 人未満	52		52
(1,500 人以上) 3,000 人未満	59		59
3,000 人以上	30		30
その他		1	1
合 計	499	101	600

(注) 学校法人一覧の大学、短期大学、高等専門学校の入学生定員を参照し、区分した（通信教育の定員は除く。ただし、*を付した規模の中には、通信教育課程のみ設置する会員を含んでいる。）。なお、学生募集を停止している会員は、その他に区分し、入学定員規模別の集計には含んでいない。

○ 用語の意味

(1)「維持会員」とは、私立学校法で定める大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人で、当財団に加入している学校法人を指す。本文中、グラフ又は表では「会員」と表記する。

(2)「大学法人」とは、学校法人一覧で大学又は大学院大学を設置している学校法人とする。その中で、医学部及び歯学部を設置していない大学法人を「大学法人（医歯を除く）」又は「医歯を除く」と表記し、医・歯学部を設置している大学法人を表及びグラフでは「大学法人（医歯）」又は「医歯」と表記する。集計では、大学法人全体と医学部又は歯学部を設置している大学法人で調査結果に大きく差がみられたものを掲載し、差が小さいものについては大学法人として集計している。

「短大法人等」とは、短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人（大学法人を除く。）とする。

(3)「教員」、「職員」とは、学校法人が大学、短期大学、高等専門学校、法人本部等に所属する教員又は職員として任用している者を指す。また「教職員」とは、教員と職員の双方を指す。

- (4)「退職金」とは、原則として退職給与規程等に基づき、教職員の退職時に一括して支払う退職一時金（金銭）を指す。
- (5)「退職給与引当金」とは、学校法人の教職員への退職金支給に必要となる債務に対して、会計基準に従って貸借対照表の負債の部に計上した引当金（勘定科目）を指す。
- (6)「退職給与引当特定資産」とは、維持会員の平成 27 年度決算における貸借対照表に記載されている退職給与引当金に対応した退職給与引当特定資産（退職給与引当特定預金又はそれに該当する科目等、退職金支給に限定されている資産全体）を指す。
- (7)「ポイント制」とは、勤務年数のほか役職経験年数等をそれぞれ点数化し、合算したものに予め設定したポイント単価を乗じて退職金額を算出する制度を指す。
- (8)「年俸制」とは、労働者に対する賃金の全部又は一部を、当該労働者の業績等に関する目標の達成度を評価して、年単位に設定する制度を指す。

○ 表示について

- (1) グラフの値は、特徴的なものを表記している。構成割合（パーセント）は、小数第2位を切り捨てており、その合計は必ずしも 100%と一致するとは限らない。また、100%と0%は、小数点以下を表記していない。
- (2) 表の構成割合（パーセント）は、小数第2位を切り捨てており、その合計は必ずしも 100%と一致するとは限らない。
- (3) 表の「>」「<」は、「平成 28 年度」の調査結果を「平成 25 年度」又は「平成 27 年度」の結果と比較して、割合に3ポイント以上の差がある場合に付している。

平成 28 年度 退職金等に関する実態調査
調 査 結 果

Q 1 教職員の登録状況

平成28年5月1日現在において、会員が退職金の支給対象としている大学、短期大学、高等専門学校及び法人本部の教職員数（高校以下に所属している者を除き、休職者を含む。）は199,387人で、そのうち当財団に登録している教職員数は133,584人（登録割合66.9%）だった（なお、「退職金を支給する人数」（登録割合計算における分母）には、勤務条件又は勤務状況等から会員が財団に登録していない教職員（医療系職員等）を含んでいる場合がある。）。

登録している教職員の内訳（登録割合）は、教員が78,830人（88.4%）、職員が54,754人（49.6%）だった。法人種別では、教員は、大学法人が76,982人（88.3%）、短大法人等が1,848人（95.2%）、職員は、大学法人が53,369人（49.0%）、短大法人等が1,385人（92.4%）である。

登録割合は、年によって大きな変動はない。大学法人の職員の登録割合が低い傾向にあるが、医学部又は歯学部（以下「医・歯学部」という）を設置している大学法人を除いた大学法人の職員の登録割合は88.7%となっている。

グラフ Q 1 教職員の登録状況

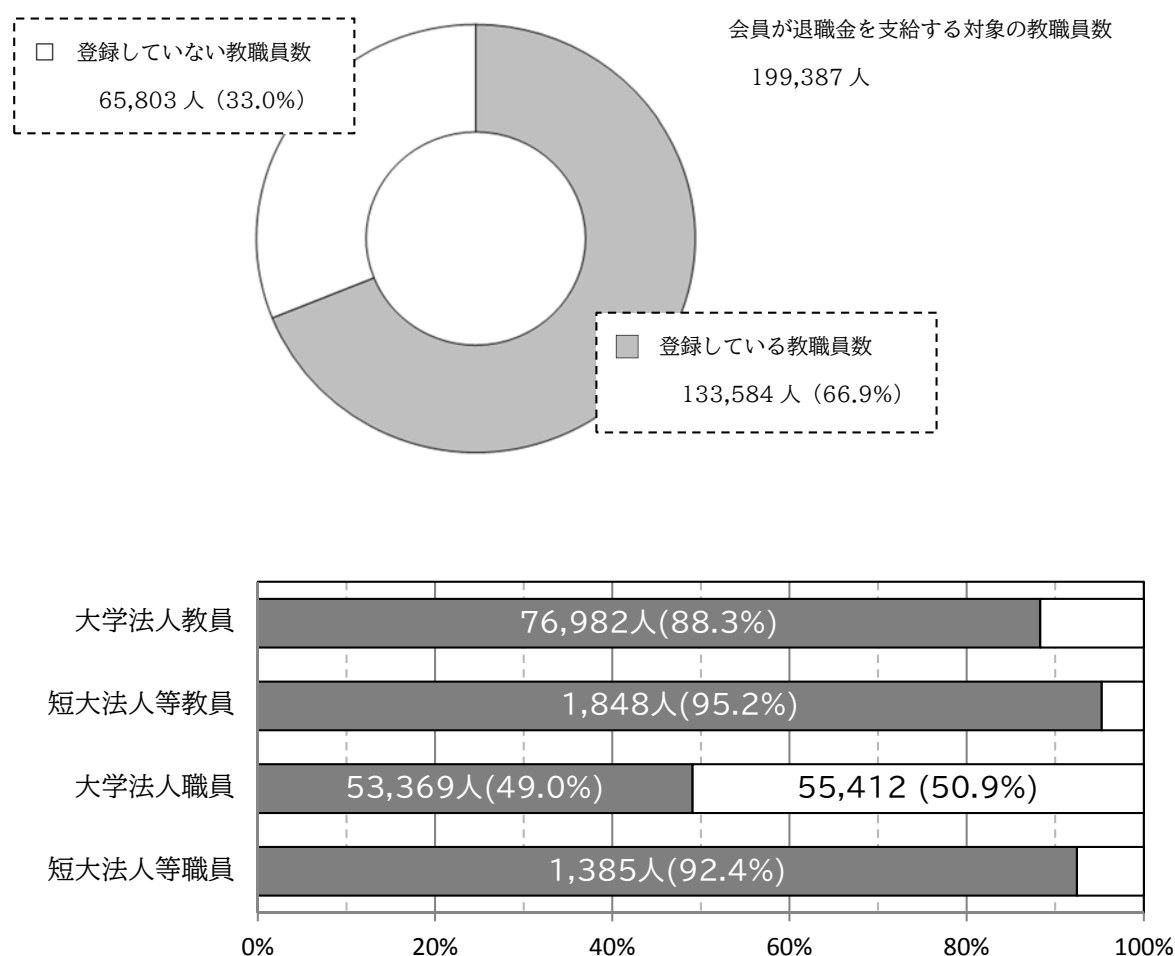


表 Q1 教職員の登録状況

教 員

区 分		平成 28 年度			平成 25 年度	
		人 数	登録割合		人 数	登録割合
大学法人 (医歯を除く)	退職金を支給する人数	58,592	95.9%		59,530	95.4%
	当財団へ登録している人数	56,240			56,847	
大学法人 (医歯)	退職金を支給する人数	28,576	72.5%		28,084	73.6%
	当財団へ登録している人数	20,742			20,692	
短大法人	退職金を支給する人数	1,940	95.2%		2,268	94.4%
	当財団へ登録している人数	1,848			2,141	
合 計	退職金を支給する人数	89,108	88.4%		89,882	88.6%
	当財団へ登録している人数	78,830			79,680	

職 員

区 分		平成 28 年度			平成 25 年度	
		人 数	登録割合		人 数	登録割合
大学法人 (医歯を除く)	退職金を支給する人数	40,784	88.7%		40,621	89.7%
	当財団へ登録している人数	36,202			36,438	
大学法人 (医歯)	退職金を支給する人数	67,997	25.2%		62,260	26.9%
	当財団へ登録している人数	17,167			16,810	
短大法人	退職金を支給する人数	1,498	92.4%		1,593	90.7%
	当財団へ登録している人数	1,385			1,446	
合 計	退職金を支給する人数	110,279	49.6%		104,474	52.3%
	当財団へ登録している人数	54,754			54,694	

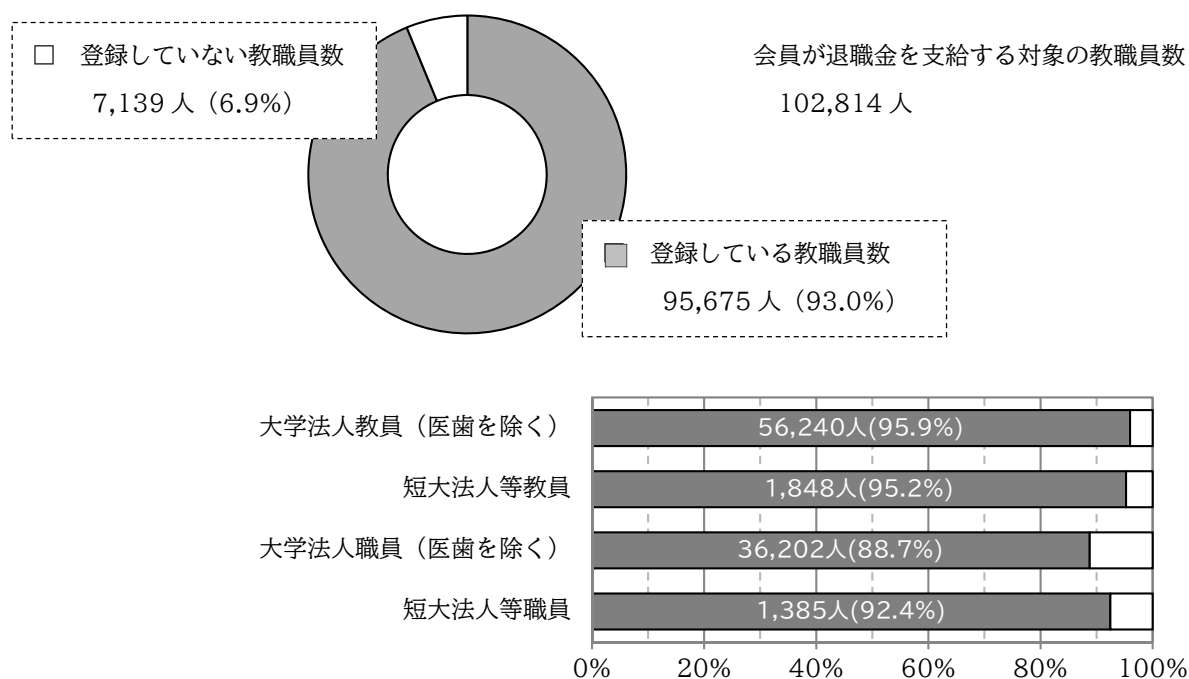
前ページの続き

合 計（教職員）

区 分		平成 28 年度			平成 25 年度	
		人 数	登録割合		人 数	登録割合
大学法人 (医歯を除く)	退職金を支給する人数	99,376	93.0%		100,151	93.1%
	当財団へ登録している人数	92,442			93,285	
大学法人 (医歯)	退職金を支給する人数	96,573	39.2%		90,344	41.5%
	当財団へ登録している人数	37,909			37,502	
短大法人	退職金を支給する人数	3,438	94.0%		3,861	92.9%
	当財団へ登録している人数	3,233			3,587	
合 計	退職金を支給する人数	199,387	66.9%		194,356	69.1%
	当財団へ登録している人数	133,584			134,374	

医・歯学部を設置していない大学法人の登録人数は 92,442 人で、登録割合は 93.0%（教員は 56,240 人（95.9%）、職員は 36,202 人（88.7%））だった。一方、医・歯学部を設置している大学法人では医療系職員等の人数が多く、またその登録状況（割合）は一様ではない。

グラフ Q1の2 教職員の登録状況（医歯を除く）



地域・区分により登録割合の増減はあるもののいずれも教職員数は微増微減であり、教職員ともに大きな変化は見られない。

グラフ Q 1 の 3 地域別会員ごとの教職員の登録割合

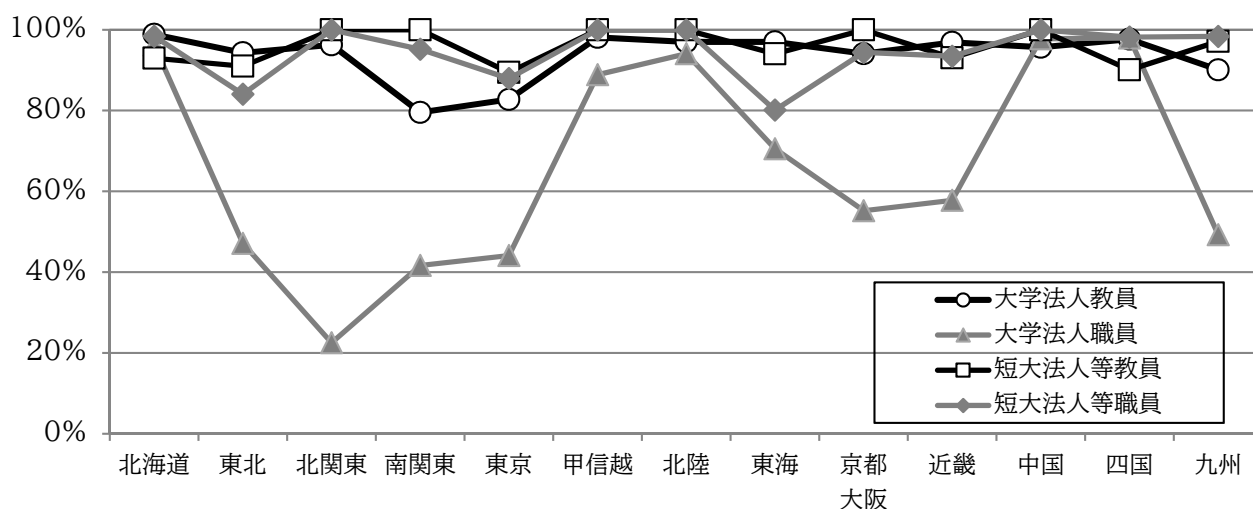


表 Q 1 の 2 地域別会員ごとの教職員の登録割合

教 員

(単位：割合)

地域	大学法人			短大法人等		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
北海道	98.8%		99.3%	92.9%	>	72.7%
東北	94.3%		92.1%	91.0%	<	98.2%
北関東	96.2%		97.8%	100%		100%
南関東	79.5%		80.0%	100%		99.6%
東京	82.7%		83.2%	89.4%	>	83.3%
甲信越	98.1%		98.6%	100%		100%
北陸	96.9%		97.2%	100%		100%
東海	97.0%		97.5%	94.0%		91.4%
京都・大阪	94.0%		93.4%	100%		100%
近畿	96.8%	>	93.7%	93.0%		93.0%
中国	95.6%		95.2%	100%		100%
四国	97.6%		97.9%	90.0%	<	93.9%
九州	90.0%		92.2%	97.1%		100%
合計	88.3%		88.5%	95.2%		94.4%

前ページの続き

職 員

(単位：割合)

地域	大学法人			短大法人等		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
北海道	96.2%		96.4%	98.3%	>	72.9%
東北	47.1%		46.7%	84.0%	<	93.3%
北関東	22.5%	<	25.6%	100%		97.8%
南関東	41.6%		40.1%	95%		96.3%
東京	44.1%	<	48.3%	87.9%		87.5%
甲信越	88.9%	<	97.0%	100%		100%
北陸	94.0%		93.8%	100%		100%
東海	70.5%		72.2%	80.1%	>	74.4%
京都・大阪	55.2%		55.7%	94.4%		92.9%
近畿	57.7%		58.2%	93.4%	>	85.8%
中国	97.7%		97.9%	100%		100%
四国	97.9%		98.0%	98.2%		98.2%
九州	49.2%		50.9%	98.3%		99.5%
合計	49.0%		51.7%	92.4%		90.7%

合 計（教職員）

(単位：割合)

地域	大学法人			短大法人等		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
北海道	97.9%		98.3%	95.7%	>	72.8%
東北	67.9%		66.8%	87.9%	<	96.3%
北関東	46.6%	<	53.4%	100%		99.2%
南関東	56.1%		54.9%	97.8%		98.3%
東京	59.8%	<	63.2%	88.6%	>	85.2%
甲信越	94.2%	<	98.0%	100%		100%
北陸	95.7%		95.8%	100%		100%
東海	85.9%		87.0%	87.7%	>	84.1%
京都・大阪	73.6%		74.0%	97.4%		96.4%
近畿	76.3%		75.9%	93.2%	>	89.6%
中国	96.4%		96.1%	100%		100%
四国	97.7%		98.0%	92.5%		95.1%
九州	68.7%		70.7%	97.5%		99.8%
合計	66.5%		68.6%	94.0%		92.9%

入学定員規模別の教職員の登録割合については、特に大学法人職員について規模により大きく異なる。なお、登録割合が低い大学法人職員の「300人未満」、「600人未満」、「800人未満」の各区分は、医・歯学部を設置する大学法人が含まれていることが影響していると考えられる。

グラフ Q1の4 入学定員規模別会員ごとの教職員の登録割合

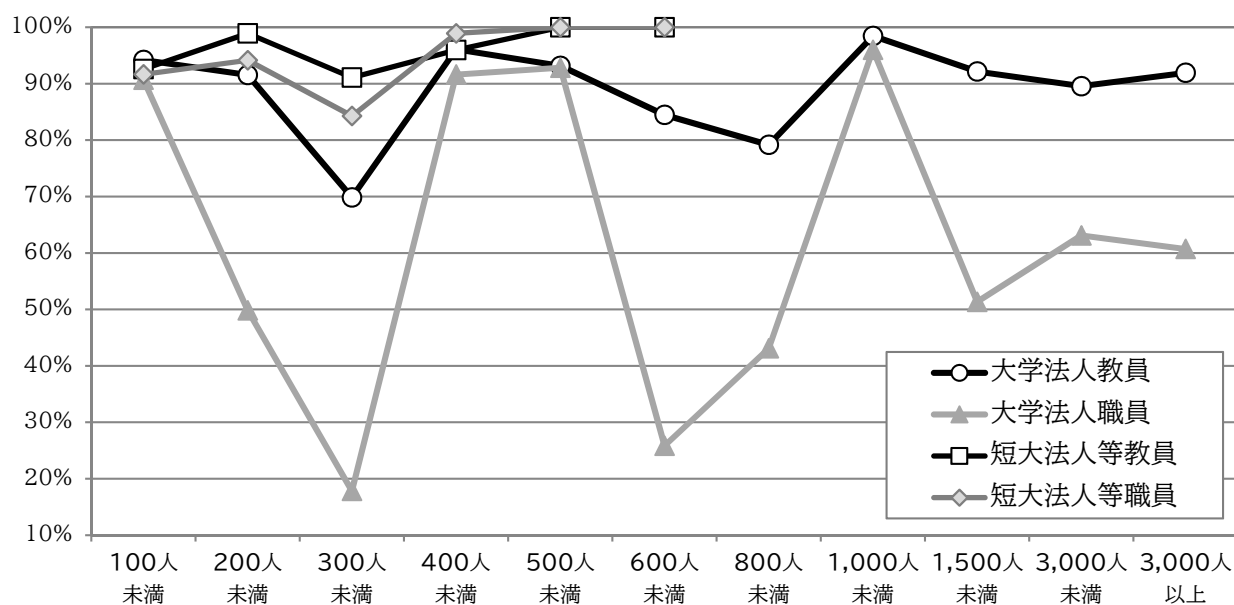


表 Q1の3 入学定員規模別会員ごとの教職員の登録割合

教 員

(単位：割合)

規 模	大学法人			短大法人等		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
100 人未満	94.2%	<	98.9%	92.3%	<	96.3%
200 人未満	91.5%	>	80.7%	98.9%	>	94.9%
300 人未満	69.8%		70.5%	91.0%	<	97.1%
400 人未満	96.1%		96.6%	95.9%		93.5%
500 人未満	93.1%		93.9%	100%	>	85.7%
600 人未満	84.4%		83.6%	100%		100%
800 人未満	79.1%	<	91.7%			
1,000 人未満	98.4%		97.3%			
1,500 人未満	92.1%	<	95.1%			
3,000 人未満	89.5%		88.5%			
3,000 人以上	91.9%	>	88.6%			
合 計	88.3%		88.5%	95.2%		94.4%

前ページの続き

職 員

(単位：割合)

規 模	大学法人			短大法人等		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
100 人未満	90.7%		90.6%	91.5%	>	88.4%
200 人未満	49.8%	>	33.9%	94.1%		92.1%
300 人未満	17.8%		19.7%	84.2%	<	91.3%
400 人未満	91.6%		90.8%	98.9%	>	90.3%
500 人未満	92.8%	>	58.3%	100%	>	86.3%
600 人未満	25.8%		24.2%	100%		100%
800 人未満	43.1%	<	76.2%			
1,000 人未満	96.0%	>	74.3%			
1,500 人未満	51.3%	<	58.7%			
3,000 人未満	63.1%	<	68.4%			
3,000 人以上	60.7%		62.0%			
合 計	49.0%		51.7%	92.4%		90.7%

合 計（教職員）

(単位：割合)

規 模	大学法人			短大法人等		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
100 人未満	92.7%		95.5%	92.2%		93.6%
200 人未満	62.5%	>	48.2%	96.8%	>	93.8%
300 人未満	36.2%		37.3%	88.3%	<	94.6%
400 人未満	94.3%		94.4%	97.0%	>	92.3%
500 人未満	93.0%	>	76.8%	100%	>	86.0%
600 人未満	44.4%		44.0%	100%		100%
800 人未満	59.6%	<	85.0%			
1,000 人未満	97.3%	>	85.7%			
1,500 人未満	70.2%	<	76.6%			
3,000 人未満	76.3%		78.8%			
3,000 人以上	75.3%		74.8%			
合 計	66.5%		68.6%	94.0%		92.9%

(注)短大法人等は、「調査方法等の概要と前提条件」内の「維持会員の規模区分」に記載のとおり、入
学定員数が 600 人以上の区分に該当する会員は無い。(以下同様)

Q2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合

平成27年度決算において、維持会員全体の退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合は56.7%となっている。

法人区分別の退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合は、医・歯学部を設置していない大学法人は67.6%、医・歯学部を設置している大学法人は41.8%、短大法人等は、53.7%となっている。

グラフ Q2 退職給与引当特定資産の保有割合

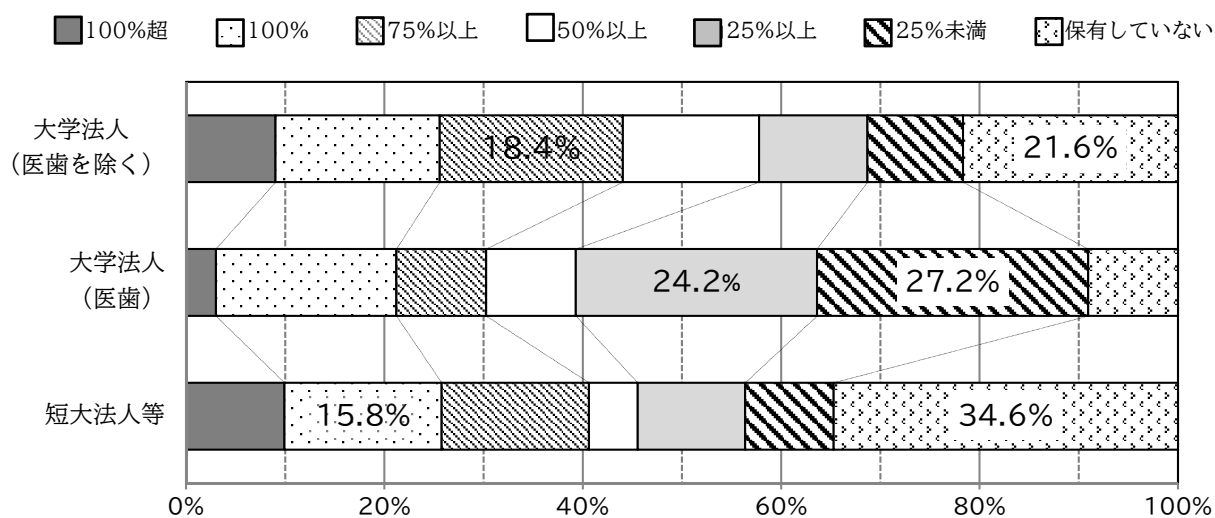


表 Q2 退職給与引当特定資産の保有割合

(単位：会員)

区分	大学法人（医歯を除く）			大学法人（医歯）		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
100%超	42 (9.0%)	>	26 (5.6%)	1 (3.0%)	>	0 (0%)
100%	77 (16.5%)	<	121 (26.1%)	6 (18.1%)	<	9 (29.0%)
75%以上	86 (18.4%)		76 (16.4%)	3 (9.0%)		2 (6.4%)
50%以上	64 (13.7%)		66 (14.2%)	3 (9.0%)		2 (6.4%)
25%以上	51 (10.9%)		48 (10.3%)	8 (24.2%)	>	6 (19.3%)
25%未満	45 (9.6%)		33 (7.1%)	9 (27.2%)		8 (25.8%)
保有していない	101 (21.6%)		93 (20.0%)	3 (9.0%)	<	4 (12.9%)
合計	466 (100%)		463 (100%)	33 (100%)		31 (100%)

区分	短大法人等			合 計		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
100%超	10 (9.9%)	>	4 (3.7%)	53 (8.8%)	>	30 (4.9%)
100%	16 (15.8%)	<	31 (28.9%)	99 (16.5%)	<	161 (26.7%)
75%以上	15 (14.8%)	>	11 (10.2%)	104 (17.3%)		89 (14.8%)
50%以上	5 (4.9%)		3 (2.8%)	72 (12.0%)		71 (11.8%)
25%以上	11 (10.8%)		9 (8.4%)	70 (11.6%)		63 (10.4%)
25%未満	9 (8.9%)		10 (9.3%)	63 (10.5%)		51 (8.4%)
保有していない	35 (34.6%)		39 (36.4%)	139 (23.1%)		136 (22.6%)
合計	101 (100%)		107 (100%)	600 (100%)		601 (100%)

グラフ Q2の2 入学定員規模別退職給与引当特定資産の保有割合（会員数の割合）

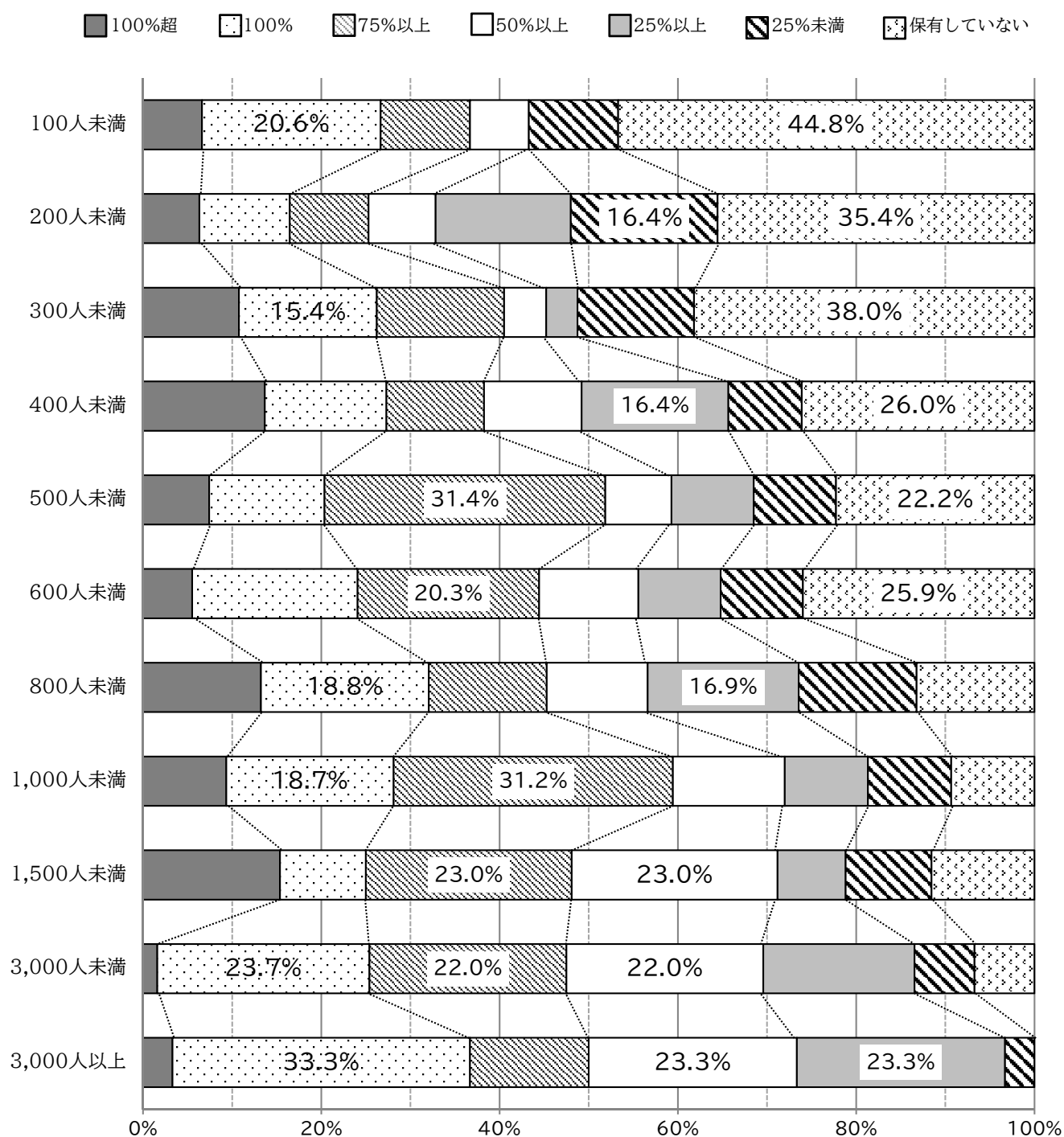


表 Q2 の2 入学定員規模別退職給与引当特定資産の保有割合

(単位：会員)

規模	区分	平成 28 年度				平成 25 年度
		大学法人	短大法人等	合 計		合 計
100 人 未満	100%超	2 (12.5%)	0 (0%)	2 (6.8%)	>	0 (0%)
	100%	2 (12.5%)	4 (30.7%)	6 (20.6%)		5 (20.8%)
	75%以上	0 (0%)	3 (23.0%)	3 (10.3%)	<	4 (16.6%)
	50%以上	1 (6.2%)	1 (7.6%)	2 (6.8%)		1 (4.1%)
	25%以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	<	1 (4.1%)
	25%未満	3 (18.7%)	0 (0%)	3 (10.3%)	>	0 (0%)
	保有していない	8 (50.0%)	5 (38.4%)	13 (44.8%)	<	13 (54.1%)
	合計	16 (100.0%)	13 (100%)	29 (100%)		24 (100%)
200 人 未満	100%超	2 (5.1%)	3 (7.5%)	5 (6.3%)		3 (3.5%)
	100%	4 (10.2%)	4 (10.0%)	8 (10.1%)	<	19 (22.6%)
	75%以上	2 (5.1%)	5 (12.5%)	7 (8.8%)		5 (5.9%)
	50%以上	3 (7.6%)	3 (7.5%)	6 (7.5%)		6 (7.1%)
	25%以上	5 (12.8%)	7 (17.5%)	12 (15.1%)	>	10 (11.9%)
	25%未満	8 (20.5%)	5 (12.5%)	13 (16.4%)	>	10 (11.9%)
	保有していない	15 (38.4%)	13 (32.5%)	28 (35.4%)		31 (36.9%)
	合計	39 (100%)	40 (100%)	79 (100%)		84 (100%)
300 人 未満	100%超	4 (7.1%)	5 (17.8%)	9 (10.7%)	>	3 (3.8%)
	100%	8 (14.2%)	5 (17.8%)	13 (15.4%)	<	29 (37.6%)
	75%以上	8 (14.2%)	4 (14.2%)	12 (14.2%)	>	6 (7.7%)
	50%以上	3 (5.3%)	1 (3.5%)	4 (4.7%)		2 (2.5%)
	25%以上	2 (3.5%)	1 (3.5%)	3 (3.5%)		5 (6.4%)
	25%未満	9 (16.0%)	2 (7.1%)	11 (13.0%)		9 (11.6%)
	保有していない	22 (39.2%)	10 (35.7%)	32 (38.0%)	>	23 (29.8%)
	合計	56 (100%)	28 (100%)	84 (100%)		77 (100%)
400 人 未満	100%超	8 (12.9%)	2 (18.1%)	10 (13.6%)	>	5 (6.9%)
	100%	10 (16.1%)	0 (0%)	10 (13.6%)	<	18 (25.0%)
	75%以上	7 (11.2%)	1 (9.0%)	8 (10.9%)		8 (11.1%)
	50%以上	8 (12.9%)	0 (0%)	8 (10.9%)	>	5 (6.9%)
	25%以上	10 (16.1%)	2 (18.1%)	12 (16.4%)		12 (16.6%)
	25%未満	4 (6.4%)	2 (18.1%)	6 (8.2%)		7 (9.7%)
	保有していない	15 (24.1%)	4 (36.3%)	19 (26.0%)		17 (23.6%)
	合計	62 (100%)	11 (100%)	73 (100%)		72 (100%)

前ページの続き

(単位：会員)

規模	区分	平成 28 年度				平成 25 年度
		大学法人	短大法人等	合 計		合 計
500 人 未満	100%超	4 (8.1%)	0 (0%)	4 (7.4%)		5 (7.6%)
	100%	6 (12.2%)	1 (20.0%)	7 (12.9%)	<	13 (20.0%)
	75%以上	15 (30.6%)	2 (40.0%)	17 (31.4%)	>	14 (21.5%)
	50%以上	4 (8.1%)	0 (0%)	4 (7.4%)	<	9 (13.8%)
	25%以上	4 (8.1%)	1 (20.0%)	5 (9.2%)		5 (7.6%)
	25%未満	5 (10.2%)	0 (0%)	5 (9.2%)	>	2 (3.0%)
	保有していない	11 (22.4%)	1 (20.0%)	12 (22.2%)	<	17 (26.1%)
	合 計	49 (100%)	5 (100%)	54 (100%)		65 (100%)
600 人 未満	100%超	3 (5.8%)	0 (0%)	3 (5.5%)		3 (6.1%)
	100%	8 (15.6%)	2 (67.6%)	10 (18.5%)	<	11 (22.4%)
	75%以上	11 (21.5%)	0 (0%)	11 (20.3%)		10 (20.4%)
	50%以上	6 (11.7%)	0 (0%)	6 (11.1%)	>	4 (8.1%)
	25%以上	5 (9.8%)	0 (0%)	5 (9.2%)	>	3 (6.1%)
	25%未満	5 (9.8%)	0 (0%)	5 (9.2%)		4 (8.1%)
	保有していない	13 (25.4%)	1 (33.3%)	14 (25.9%)		14 (28.5%)
	合 計	51 (100%)	3 (100%)	54 (100%)		49 (100%)
800 人 未満	100%超	7 (13.2%)		7 (13.2%)	>	4 (6.6%)
	100%	10 (18.8%)		10 (18.8%)	<	17 (28.3%)
	75%以上	7 (13.2%)		7 (13.2%)	>	6 (10.0%)
	50%以上	6 (11.3%)		6 (11.3%)	<	10 (16.6%)
	25%以上	9 (16.9%)		9 (16.9%)		9 (15.0%)
	25%未満	7 (13.2%)		7 (13.2%)		7 (11.6%)
	保有していない	7 (13.2%)		7 (13.2%)		7 (11.6%)
	合 計	53 (100%)		53 (100%)		60 (100%)
1,000 人 未満	100%超	3 (9.3%)		3 (9.3%)	>	0 (0%)
	100%	6 (18.7%)		6 (18.7%)		4 (19.0%)
	75%以上	10 (31.2%)		10 (31.2%)		7 (33.3%)
	50%以上	4 (12.5%)		4 (12.5%)		3 (14.2%)
	25%以上	3 (9.3%)		3 (9.3%)	<	4 (19.0%)
	25%未満	3 (9.3%)		3 (9.3%)		2 (9.5%)
	保有していない	3 (9.3%)		3 (9.3%)	>	1 (4.7%)
	合 計	32 (100%)		32 (100%)		21 (100%)

前ページの続き

(単位：会員)

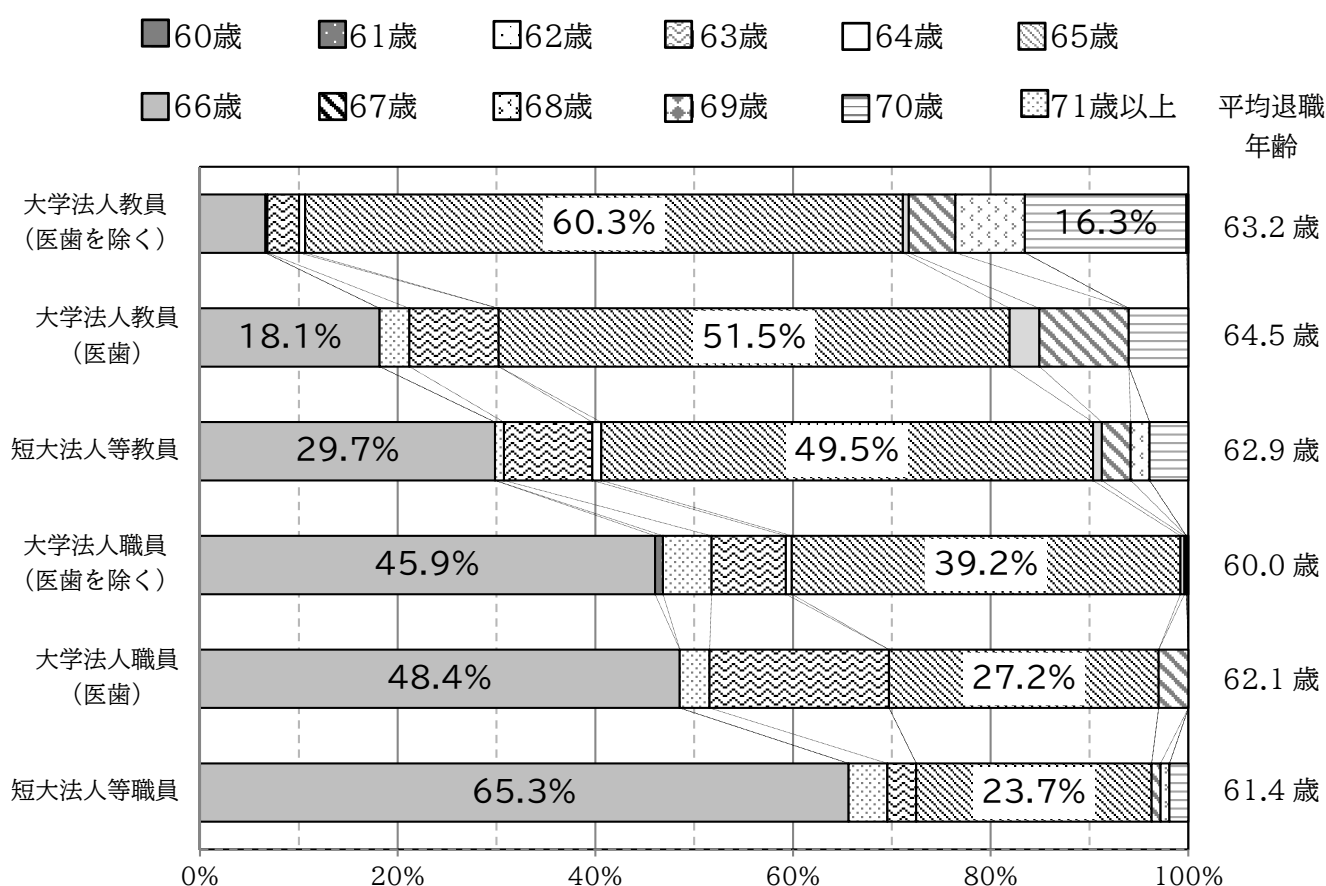
規模	区分	平成 28 年度				平成 25 年度
		大学法人	短大法人等	合 計		合 計
1,500 人 未満	100%超	8 (15.3%)		8 (15.3%)	>	3 (4.7%)
	100%	5 (9.6%)		5 (9.6%)	<	15 (23.8%)
	75%以上	12 (23.0%)		12 (23.0%)	<	18 (28.5%)
	50%以上	12 (23.0%)		12 (23.0%)		13 (20.6%)
	25%以上	4 (7.6%)		4 (7.6%)	>	1 (1.5%)
	25%未満	5 (9.6%)		5 (9.6%)		5 (7.9%)
	保有していない	6 (11.5%)		6 (11.5%)		8 (12.6%)
	合 計	52 (100%)		52 (100%)		63 (100%)
3,000 人 未満	100%超	1 (1.6%)		1 (1.6%)		2 (3.5%)
	100%	14 (23.7%)		14 (23.7%)	<	21 (36.8%)
	75%以上	13 (22.0%)		13 (22.0%)	>	8 (14.0%)
	50%以上	13 (22.0%)		13 (22.0%)		12 (21.0%)
	25%以上	10 (16.9%)		10 (16.9%)	>	7 (12.2%)
	25%未満	4 (6.7%)		4 (6.7%)		4 (7.0%)
	保有していない	4 (6.7%)		4 (6.7%)		3 (5.2%)
	合 計	59 (100%)		59 (100%)		57 (100%)
3,000 人 以上	100%超	1 (3.3%)		1 (3.3%)	<	2 (6.8%)
	100%	10 (33.3%)		10 (33.3%)		9 (31.0%)
	75%以上	4 (13.3%)		4 (13.3%)	>	3 (10.3%)
	50%以上	7 (23.3%)		7 (23.3%)		6 (20.6%)
	25%以上	7 (23.3%)		7 (23.3%)		6 (20.6%)
	25%未満	1 (3.3%)		1 (3.3%)		1 (3.4%)
	保有していない	0 (0%)		0 (0%)	<	2 (6.8%)
	合 計	30 (100%)		30 (100%)		29 (100%)
全規模 合 計	100%超	43 (8.6%)	10 (10.0%)	53 (8.8%)	>	30 (4.9%)
	100%	83 (16.6%)	16 (16.0%)	99 (16.5%)	<	161 (26.7%)
	75%以上	89 (17.8%)	15 (15.0%)	104 (17.3%)		89 (14.8%)
	50%以上	67 (13.4%)	5 (5.0%)	72 (12.0%)		71 (11.8%)
	25%以上	59 (11.8%)	11 (11.0%)	70 (11.6%)		63 (10.4%)
	25%未満	54 (10.8%)	9 (9.0%)	63 (10.5%)		51 (8.4%)
	保有していない	104 (20.8%)	34 (34.0%)	138 (23.0%)		136 (22.6%)
	合 計	499 (100%)	100 (100%)	599 (100%)		601 (100%)

Q3 (1) 教職員の定年年齢

教職員の定年年齢は、維持会員全体で見ると、教員では、「65 歳」が 348 会員 (58.0%) と最も多く、次いで「70 歳」が 82 会員 (13.6%) だった。職員では、「60 歳」とした会員が 296 会員 (49.3%) で最も多く、次いで「65 歳」が 216 会員 (36.0%) だった。

この結果は、法人区分ごとに見ても同様であり、いずれの法人区分でも教員は「65 歳」、職員は「60 歳」としている会員が最も多かった。

グラフ Q3 (1) 教職員の定年年齢 (会員数の割合)



(注) 平均退職年齢は、平成 27 年度に退職事由を「定年」として退職した教職員の退職時の平均年齢。

表 Q3 (1) 教職員の定年年齢

教 員

(単位：会員)

区分	大学法人（医歯を除く）			大学法人（医歯）		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
60 歳	31 (6.6%)		29 (6.2%)	6 (18.1%)		6 (19.3%)
61 歳	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
62 歳	1 (0.2%)		2 (0.4%)	1 (3.0%)		1 (3.2%)
63 歳	15 (3.2%)		16 (3.4%)	3 (9.0%)		2 (6.4%)
64 歳	3 (0.6%)		3 (0.6%)	0 (0%)		0 (0%)
65 歳	281 (60.3%)		273 (58.9%)	17 (51.5%)	<	18 (58.0%)
66 歳	3 (0.6%)		4 (0.8%)	1 (3.0%)		1 (3.2%)
67 歳	22 (4.7%)		22 (4.7%)	3 (9.0%)		2 (6.4%)
68 歳	33 (7.0%)		30 (6.4%)	0 (0%)		0 (0%)
69 歳	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
70 歳	76 (16.3%)		82 (17.7%)	2 (6.0%)		1 (3.2%)
71 歳以上	1 (0.2%)		1 (0.2%)	0 (0%)		0 (0%)
定年を設けていない	0 (0%)		1 (0.2%)	0 (0%)		0 (0%)
合 計	466 (100%)		463 (100%)	33 (100%)		31 (100%)
平成 27 年度 平均退職年齢	63.2 歳			64.5 歳		
区分	短大法人等			合 計		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
60 歳	30 (29.7%)		33 (30.8%)	67 (11.1%)		68 (11.3%)
61 歳	0 (0%)		1 (0.9%)	0 (0%)		1 (0.1%)
62 歳	1 (0.9%)		2 (1.8%)	3 (0.5%)		5 (0.8%)
63 歳	9 (8.9%)		10 (9.3%)	27 (4.5%)		28 (4.6%)
64 歳	1 (0.9%)		1 (0.9%)	4 (0.6%)		4 (0.6%)
65 歳	50 (49.5%)		52 (48.5%)	348 (58.0%)		343 (57.0%)
66 歳	1 (0.9%)		0 (0%)	5 (0.8%)		5 (0.8%)
67 歳	3 (2.9%)		2 (1.8%)	28 (4.6%)		26 (4.3%)
68 歳	2 (1.9%)		2 (1.8%)	35 (5.8%)		32 (5.3%)
69 歳	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
70 歳	4 (3.9%)		4 (3.7%)	82 (13.6%)		87 (14.4%)
71 歳以上	0 (0%)		0 (0%)	1 (0.1%)		1 (0.1%)
定年を設けていない	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		1 (0.1%)
合 計	101 (100%)		107 (100%)	600 (100%)		601 (100%)
平成 27 年度 平均退職年齢	62.9 歳			63.4 歳		

職 員

(単位：会員)

区分	大学法人（医歯を除く）			大学法人（医歯）		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
60 歳	214 (45.9%)		209 (45.1%)	16 (48.4%)	>	13 (41.9%)
61 歳	4 (0.8%)		4 (0.8%)	0 (0%)		0 (0%)
62 歳	23 (4.9%)		24 (5.1%)	1 (3.0%)		1 (3.2%)
63 歳	35 (7.5%)		34 (7.3%)	6 (18.1%)		6 (19.3%)
64 歳	3 (0.6%)		3 (0.6%)	0 (0%)		0 (0%)
65 歳	183 (39.2%)		184 (39.7%)	9 (27.2%)	<	10 (32.2%)
66 歳	2 (0.4%)		2 (0.4%)	0 (0%)		0 (0%)
67 歳	1 (0.2%)		2 (0.4%)	1 (3.0%)		1 (3.2%)
68 歳	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
69 歳	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
70 歳	1 (0.2%)		1 (0.2%)	0 (0%)		0 (0%)
71 歳以上	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
定年を設けていない	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
合 計	466 (100%)		463 (100%)	33 (100%)		31 (100%)
平成 27 年度 平均退職年齢	60.0 歳			62.1 歳		
区分	短大法人等			合 計		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
60 歳	66 (65.3%)		70 (65.4%)	296 (49.3%)		292 (48.5%)
61 歳	0 (0%)		0 (0%)	4 (0.6%)		4 (0.6%)
62 歳	4 (3.9%)		4 (3.7%)	28 (4.6%)		29 (4.8%)
63 歳	3 (2.9%)		5 (4.6%)	44 (7.3%)		45 (7.4%)
64 歳	0 (0%)		0 (0%)	3 (0.5%)		3 (0.4%)
65 歳	24 (23.7%)		25 (23.3%)	216 (36.0%)		219 (36.4%)
66 歳	0 (0%)		0 (0%)	2 (0.3%)		2 (0.3%)
67 歳	1 (0.9%)		0 (0%)	3 (0.5%)		3 (0.4%)
68 歳	1 (0.9%)		1 (0.9%)	1 (0.1%)		1 (0.1%)
69 歳	0 (0%)		2 (1.8%)	0 (0%)		2 (0.3%)
70 歳	2 (1.9%)		0 (0%)	3 (0.5%)		1 (0.1%)
71 歳以上	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
定年を設けていない	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
合 計	101 (100%)		107 (100%)	600 (100%)		601 (100%)
平成 27 年度 平均退職年齢	61.4 歳			60.6 歳		

グラフ Q3 (1) の2 教員と職員の定年年齢の差（会員数の割合）

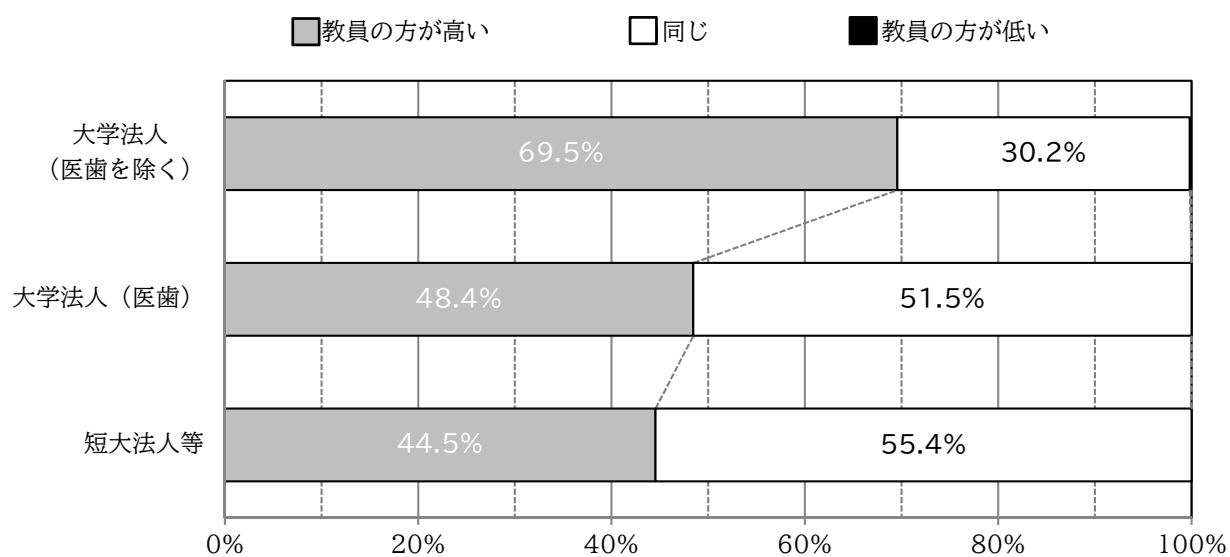


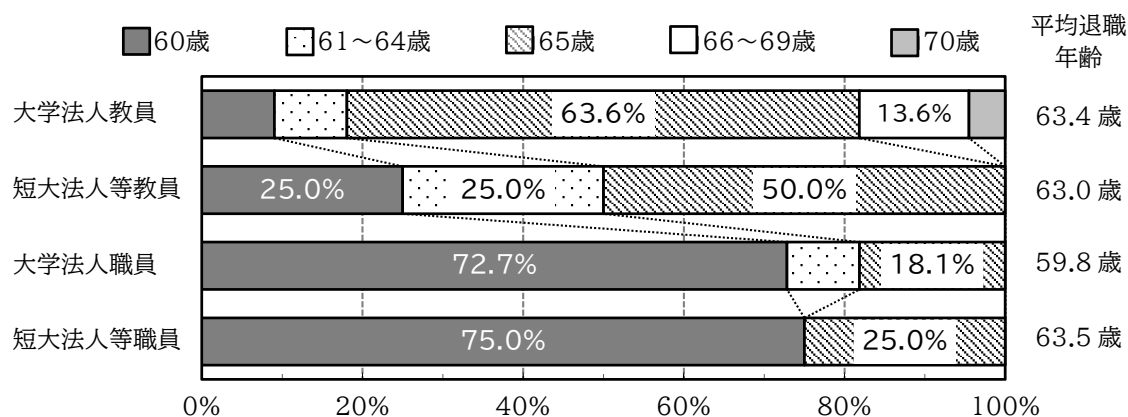
表 Q3 (1) の2 教員と職員の定年年齢の差

(単位：会員)

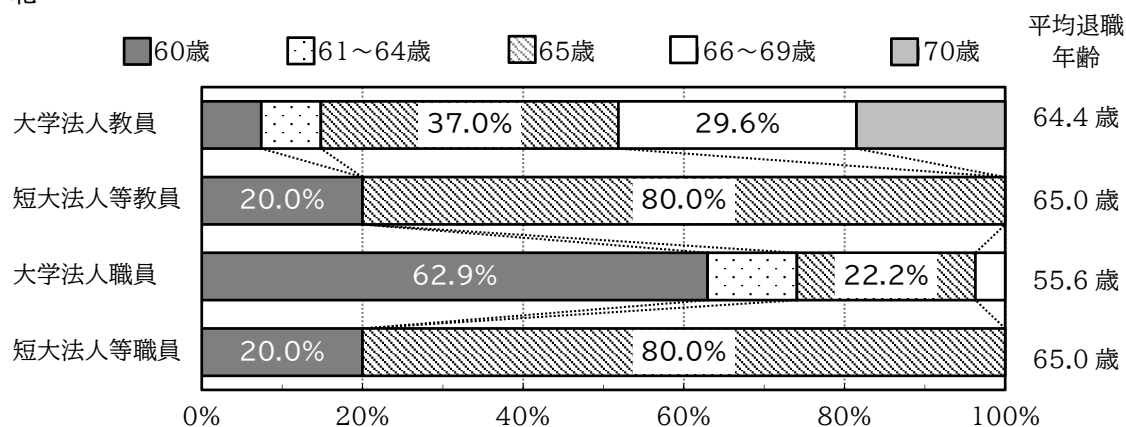
区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
教員の方が高い	324 (69.5%)	16 (48.4%)	45 (44.5%)	385 (64.1%)
同 じ	141 (30.2%)	17 (51.5%)	56 (55.4%)	214 (35.6%)
教員の方が低い	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.1%)
合 計	466 (100%)	33 (100%)	101 (100%)	600 (100%)

グラフ Q3 (1) の3 地域別の教職員の定年年齢（会員数の割合）

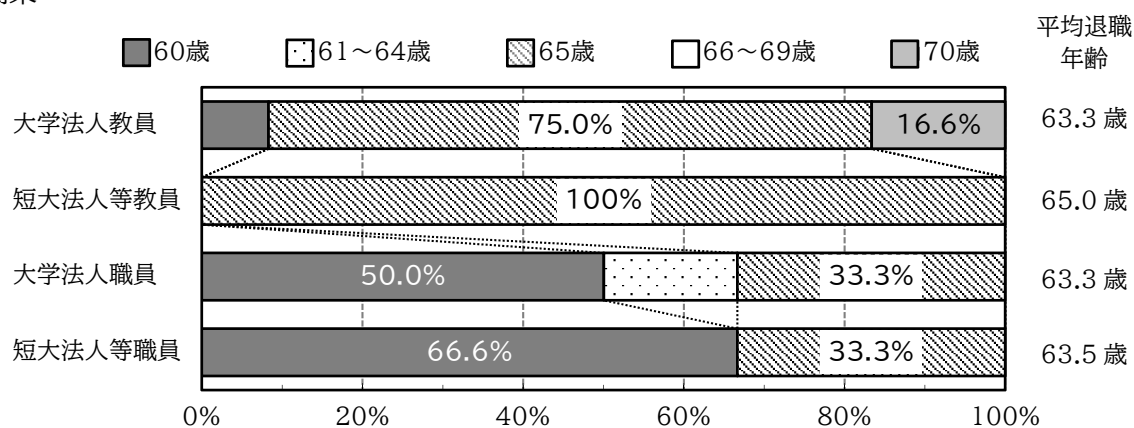
北海道



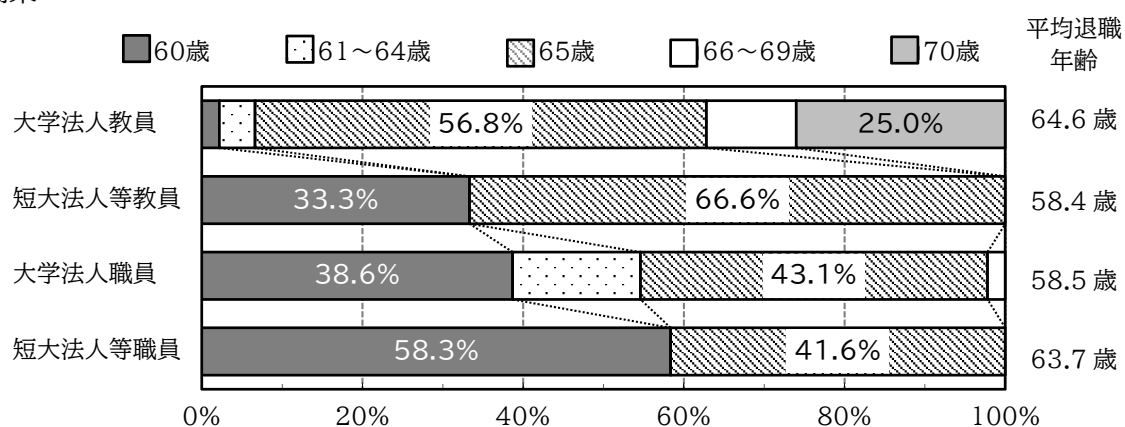
東 北



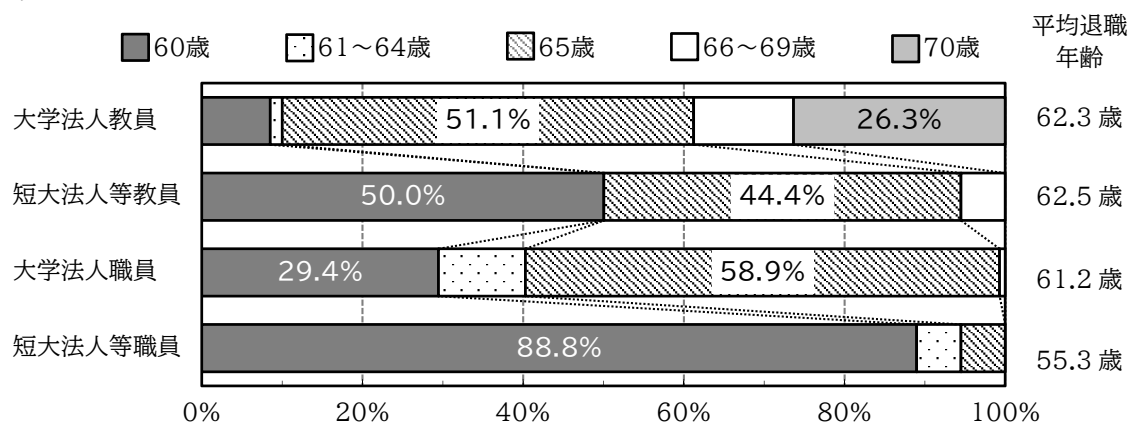
北関東



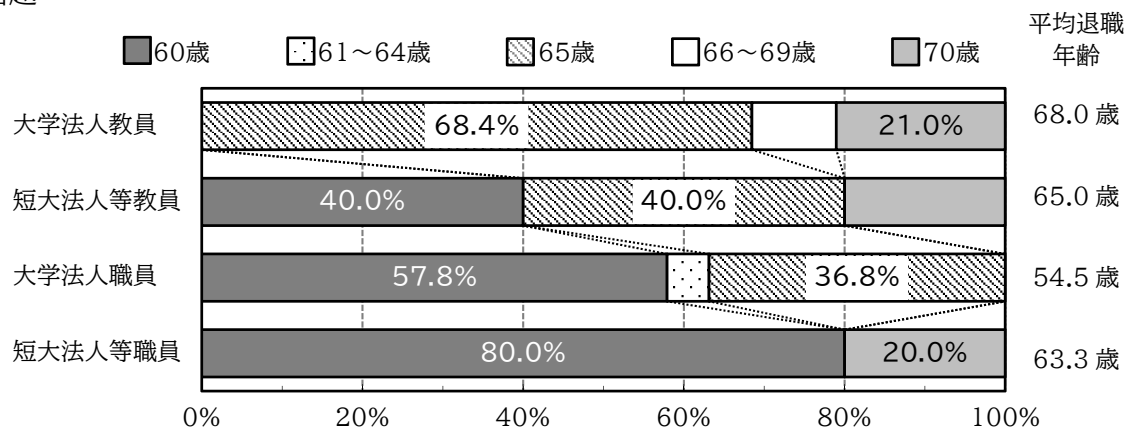
南関東



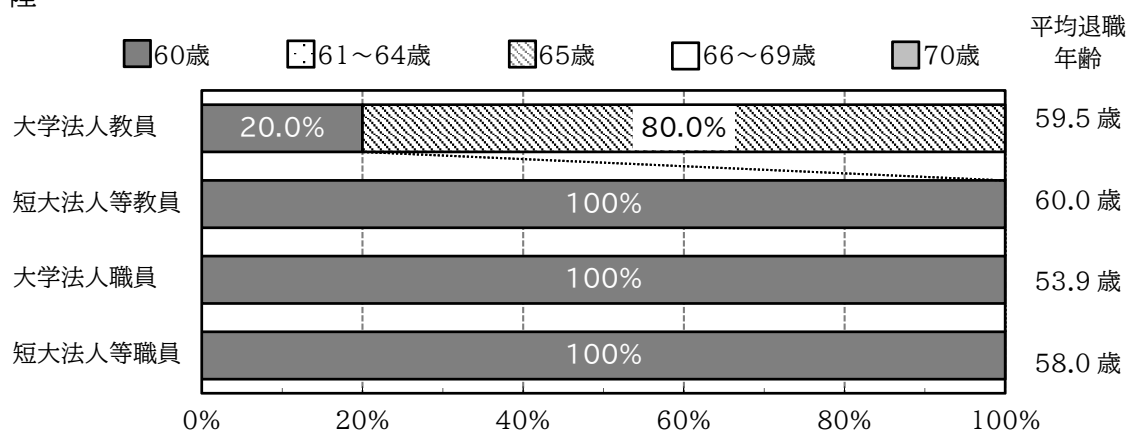
東 京



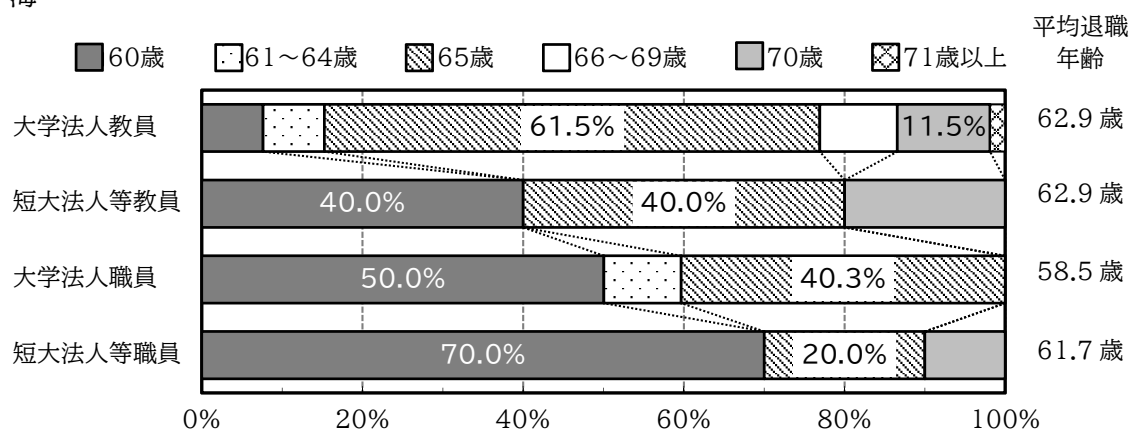
甲信越



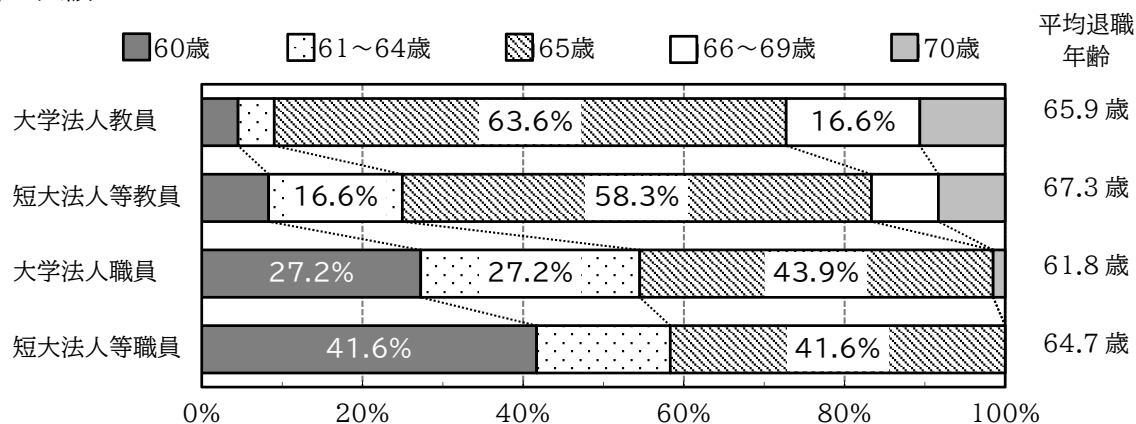
北 陸



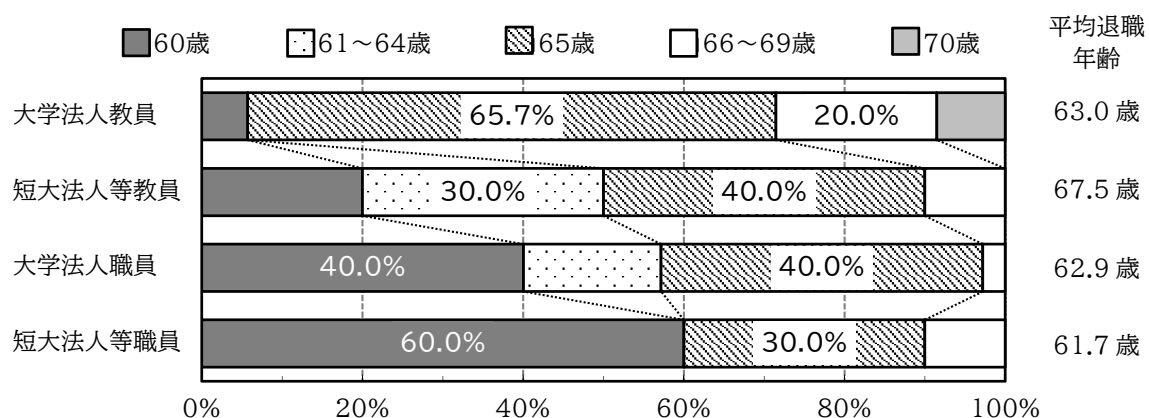
東 海



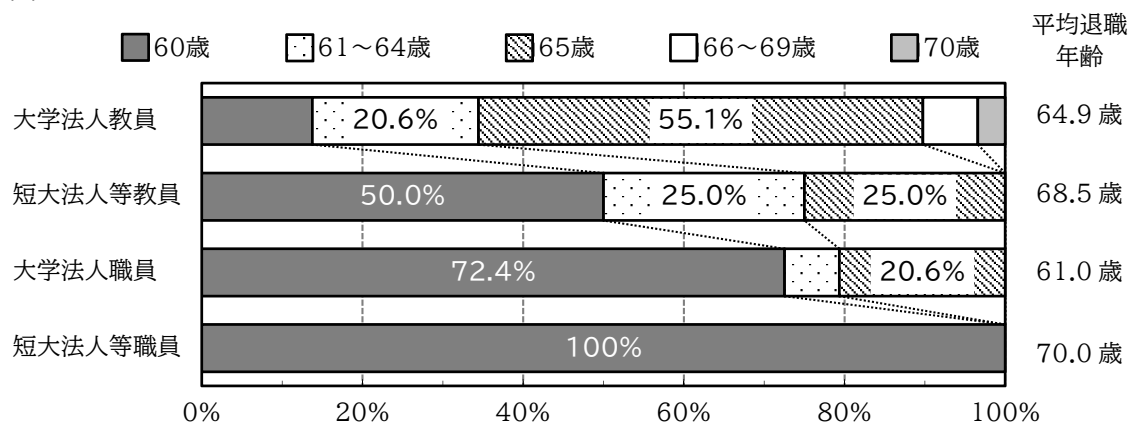
京都・大阪



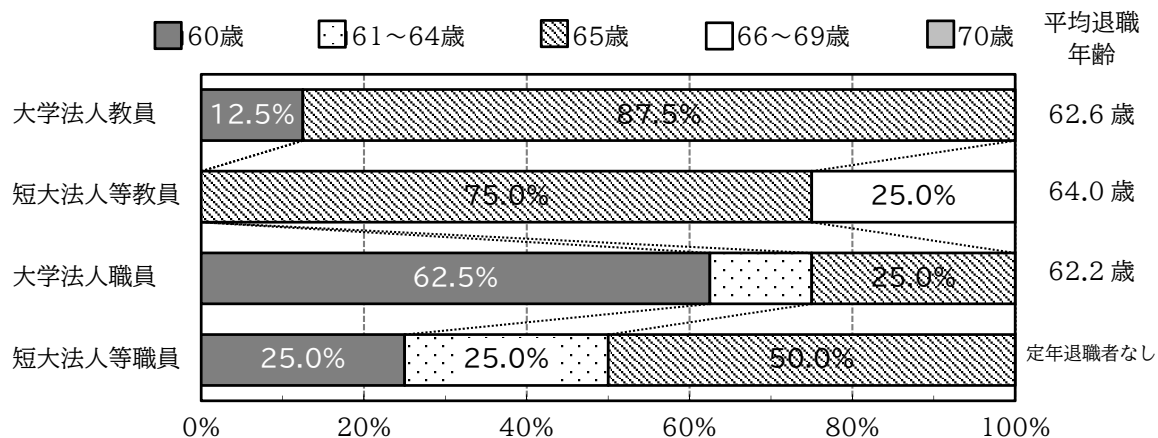
近 畿



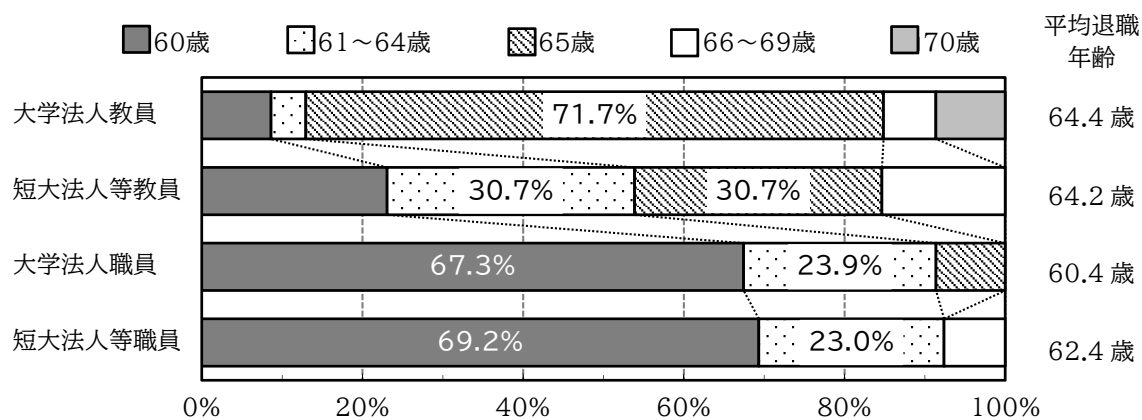
中 国



四 国



九 州



グラフ Q3 (1) の4 入学定員規模別の教職員の定年年齢（会員数の割合）

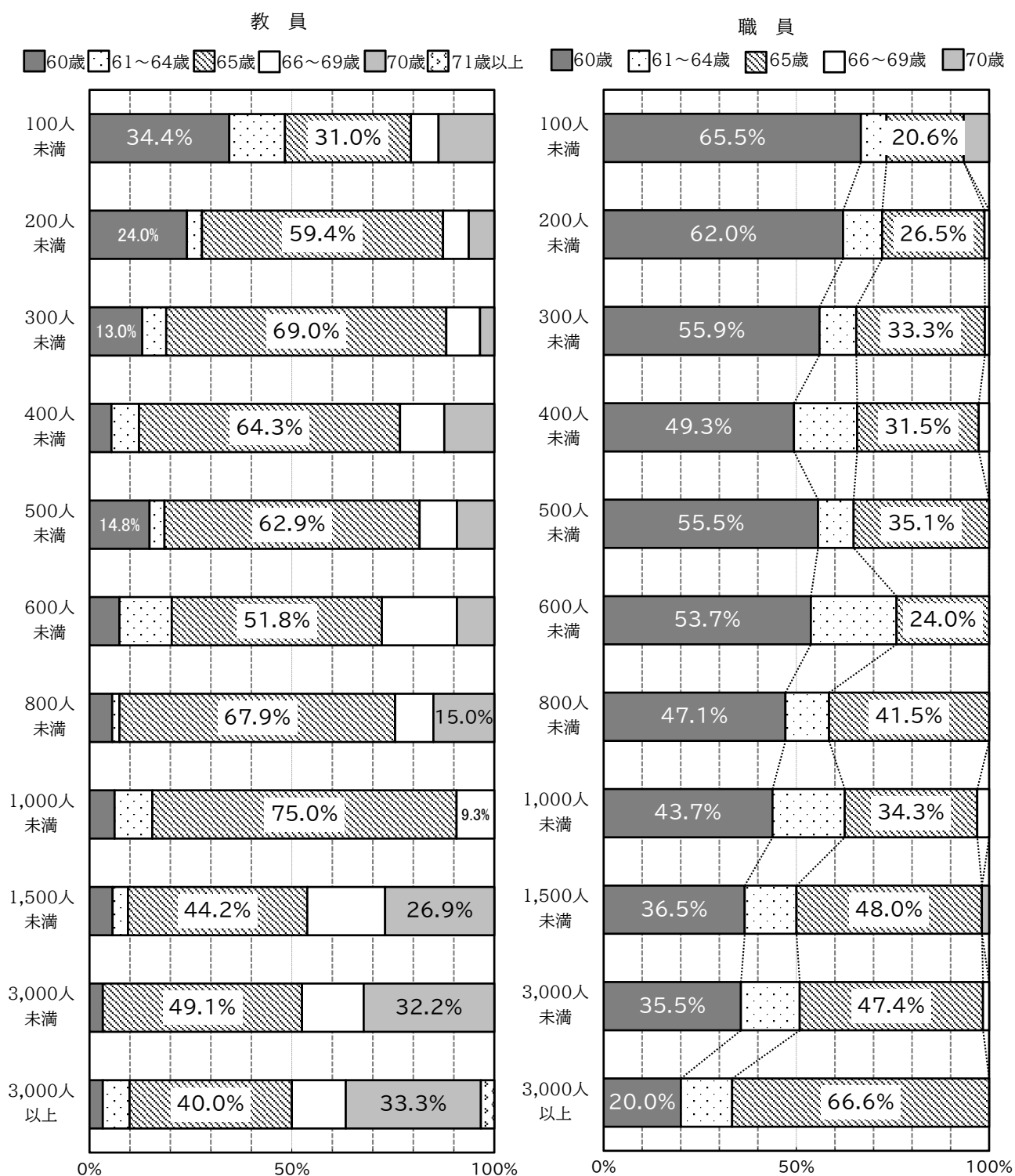


表 Q3 (1) の3 入学定員規模別の教職員の定年年齢

(単位：会員)

規 模	区 分	教 員			職 員		
		大学法人	短大法人等	合 計	大学法人	短大法人等	合 計
100 人 未満	60 歳	3 (18.7%)	7 (53.8%)	10 (34.4%)	9 (56.2%)	10 (76.9%)	19 (65.5%)
	61～64 歳	1 (6.2%)	3 (23.0%)	4 (13.7%)	1 (6.2%)	1 (7.6%)	2 (6.8%)
	65 歳	8 (50.0%)	1 (7.6%)	9 (33.3%)	6 (37.5%)	0 (0%)	6 (20.6%)
	66～69 歳	2 (12.5%)	0 (0%)	2 (6.8%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	70 歳	2 (12.5%)	2 (13.7%)	4 (13.7%)	0 (0%)	2 (15.3%)	2 (6.8%)
	71 歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	合 計	16 (100%)	13 (100%)	29 (100%)	16 (100%)	13 (100%)	29 (100%)
200 人 未満	60 歳	4 (10.2%)	15 (37.5%)	19 (24.0%)	19 (48.7%)	30 (75.0%)	49 (62.0%)
	61～64 歳	1 (2.5%)	2 (5.0%)	3 (3.7%)	7 (17.9%)	1 (2.5%)	8 (10.1%)
	65 歳	27 (69.2%)	20 (50.0%)	47 (59.4%)	13 (33.3%)	8 (20.0%)	21 (26.5%)
	66～69 歳	3 (7.6%)	2 (5.0%)	5 (6.3%)	0 (0%)	1 (2.5%)	1 (1.2%)
	70 歳	4 (10.2%)	1 (2.5%)	5 (6.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	71 歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	合 計	39 (100%)	40 (100%)	79 (100%)	39 (100%)	40 (100%)	79 (100%)
300 人 未満	60 歳	7 (12.5%)	4 (14.2%)	11 (13.0%)	32 (57.1%)	15 (53.5%)	47 (55.9%)
	61～64 歳	2 (3.5%)	3 (10.7%)	5 (5.9%)	7 (12.5%)	1 (3.5%)	8 (9.5%)
	65 歳	39 (69.6%)	19 (67.8%)	58 (69.0%)	17 (30.3%)	11 (39.2%)	28 (33.3%)
	66～69 歳	5 (8.9%)	2 (7.1%)	7 (8.3%)	0 (0%)	1 (3.5%)	1 (1.1%)
	70 歳	3 (5.3%)	0 (0%)	3 (3.5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	71 歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	合 計	56 (100%)	28 (100%)	84 (100%)	56 (100%)	28 (100%)	84 (100%)
400 人 未満	60 歳	3 (4.8%)	1 (9.0%)	4 (5.4%)	30 (48.3%)	6 (54.5%)	36 (49.3%)
	61～64 歳	2 (3.2%)	3 (27.2%)	5 (6.8%)	10 (16.1%)	2 (18.1%)	12 (16.4%)
	65 歳	42 (67.7%)	5 (45.4%)	47 (64.3%)	20 (32.2%)	3 (27.2%)	23 (31.5%)
	66～69 歳	7 (11.2%)	1 (9.0%)	8 (10.9%)	2 (3.2%)	0 (0%)	2 (2.7%)
	70 歳	8 (12.9%)	1 (9.0%)	9 (12.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	71 歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	合 計	62 (100%)	11 (100%)	73 (100%)	62 (100%)	11 (100%)	73 (100%)

前ページの続き

(単位：会員)

規 模	区 分	教 員			職 員		
		大学法人	短大法人等	合 計	大学法人	短大法人等	合 計
500 人 未満	60 歳	5 (10.2%)	3 (60.0%)	8 (14.8%)	27 (55.1%)	3 (60.0%)	30 (55.5%)
	61～64 歳	2 (4.0%)	0 (0%)	2 (3.7%)	5 (10.2%)	0 (0%)	5 (9.2%)
	65 歳	32 (65.3%)	2 (40.0%)	34 (62.9%)	17 (34.6%)	2 (40.0%)	19 (35.1%)
	66～69 歳	5 (10.2%)	0 (0%)	5 (9.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	70 歳	5 (10.2%)	0 (0%)	5 (9.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	71 歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	合 計	49 (100%)	5 (100%)	54 (100%)	49 (100%)	5 (100%)	54 (100%)
600 人 未満	60 歳	4 (7.8%)	0 (0%)	4 (7.4%)	28 (54.9%)	1 (33.3%)	29 (53.7%)
	61～64 歳	7 (13.7%)	0 (0%)	7 (12.9%)	10 (19.6%)	2 (66.6%)	12 (22.2%)
	65 歳	26 (50.9%)	2 (66.6%)	28 (51.8%)	13 (25.4%)	0 (0%)	13 (24.0%)
	66～69 歳	9 (17.6%)	1 (33.3%)	10 (18.5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	70 歳	5 (9.8%)	0 (0%)	5 (9.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	71 歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	合 計	51 (100%)	3 (100%)	54 (100%)	51 (100%)	3 (100%)	54 (100%)
800 人 未満	60 歳	3 (5.6%)		3 (5.6%)	25 (47.1%)		25 (47.1%)
	61～64 歳	1 (1.8%)		1 (1.8%)	6 (11.3%)		6 (11.3%)
	65 歳	36 (67.9%)		36 (67.9%)	22 (41.5%)		22 (41.5%)
	66～69 歳	5 (9.4%)		5 (9.4%)	0 (0%)		0 (0%)
	70 歳	8 (15.0%)		8 (15.0%)	0 (0%)		0 (0%)
	71 歳以上	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
	合 計	53 (100%)		53 (100%)	53 (100%)		53 (100%)
1,000 人 未満	60 歳	2 (6.2%)		2 (6.2%)	14 (43.7%)		14 (43.7%)
	61～64 歳	3 (9.3%)		3 (9.3%)	6 (18.7%)		6 (18.7%)
	65 歳	24 (75.0%)		24 (75.0%)	11 (34.3%)		11 (34.3%)
	66～69 歳	3 (9.3%)		3 (9.3%)	1 (3.1%)		1 (3.1%)
	70 歳	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
	71 歳以上	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
	合 計	32 (100%)		32 (100%)	32 (100%)		32 (100%)

前ページの続き

(単位：会員)

規 模	区 分	教 員			職 員		
		大学法人	短大法人等	合 計	大学法人	短大法人等	合 計
1,500 人 未満	60 歳	3 (5.7%)		3 (5.7%)	19 (36.5%)		19 (36.5%)
	61～64 歳	2 (3.8%)		2 (3.8%)	7 (13.4%)		7 (13.4%)
	65 歳	23 (44.2%)		23 (44.2%)	25 (48.0%)		25 (48.0%)
	66～69 歳	10 (19.2%)		10 (19.2%)	0 (0%)		0 (0%)
	70 歳	14 (26.9%)		14 (26.9%)	1 (1.9%)		1 (1.9%)
	71 歳以上	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
	合 計	52 (100%)		52 (100%)	52 (100%)		52 (100%)
3,000 人 未満	60 歳	2 (3.3%)		2 (3.3%)	21 (35.5%)		21 (35.5%)
	61～64 歳	0 (0%)		0 (0%)	9 (15.2%)		9 (15.2%)
	65 歳	29 (49.1%)		29 (49.1%)	28 (47.4%)		28 (47.4%)
	66～69 歳	9 (15.2%)		9 (15.2%)	1 (1.6%)		1 (1.6%)
	70 歳	19 (32.2%)		19 (32.2%)	0 (0%)		0 (0%)
	71 歳以上	0 (0%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
	合 計	59 (100%)		59 (100%)	59 (100%)		59 (100%)
3,000 人 以上	60 歳	1 (3.3%)		1 (3.3%)	6 (20.0%)		6 (20.0%)
	61～64 歳	2 (6.6%)		2 (6.6%)	4 (13.3%)		4 (13.3%)
	65 歳	12 (40.0%)		12 (40.0%)	20 (66.6%)		20 (66.6%)
	66～69 歳	4 (13.3%)		4 (13.3%)	0 (0%)		0 (0%)
	70 歳	10 (33.3%)		10 (33.3%)	0 (0%)		0 (0%)
	71 歳以上	1 (3.3%)		1 (3.3%)	0 (0%)		0 (0%)
	合 計	30 (100%)		30 (100%)	30 (100%)		30 (100%)
全規模 合計	60 歳	37 (7.4%)	30 (30.0%)	67 (11.1%)	230 (46.0%)	65 (65.0%)	295 (49.2%)
	61～64 歳	23 (4.6%)	11 (11.0%)	34 (5.6%)	72 (14.4%)	7 (7.0%)	79 (13.1%)
	65 歳	298 (59.7%)	49 (49.0%)	347 (57.9%)	192 (38.4%)	24 (24.0%)	216 (36.0%)
	66～69 歳	62 (12.4%)	6 (6.0%)	68 (11.3%)	4 (0.8%)	2 (2.0%)	6 (1.0%)
	70 歳	78 (15.6%)	4 (4.0%)	82 (13.6%)	1 (0.2%)	2 (2.0%)	3 (0.5%)
	71 歳以上	1 (0.2%)	0 (0%)	1 (0.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	合 計	499 (100%)	100 (100%)	599 (100%)	499 (100%)	100 (100%)	599 (100%)

Q3 (2) 定年退職後の継続雇用制度

定年退職後の継続雇用制度については、継続雇用期間を退職金の支給対象としている、いないにかかわらず、「継続雇用制度を設けている会員は、教員で392会員(65.2%)、職員で448会員(74.6%)だった。また、「継続雇用制度を設けていない」とする会員は、教員で186会員(31.0%)、職員で137会員(22.8%)だった。

「その他」の回答には、「雇用継続制度を制度としては設けていないが、個人との契約で継続雇用することがある。」などの回答があった。

グラフ Q3 (2) 定年退職後の継続雇用制度（会員数の割合）

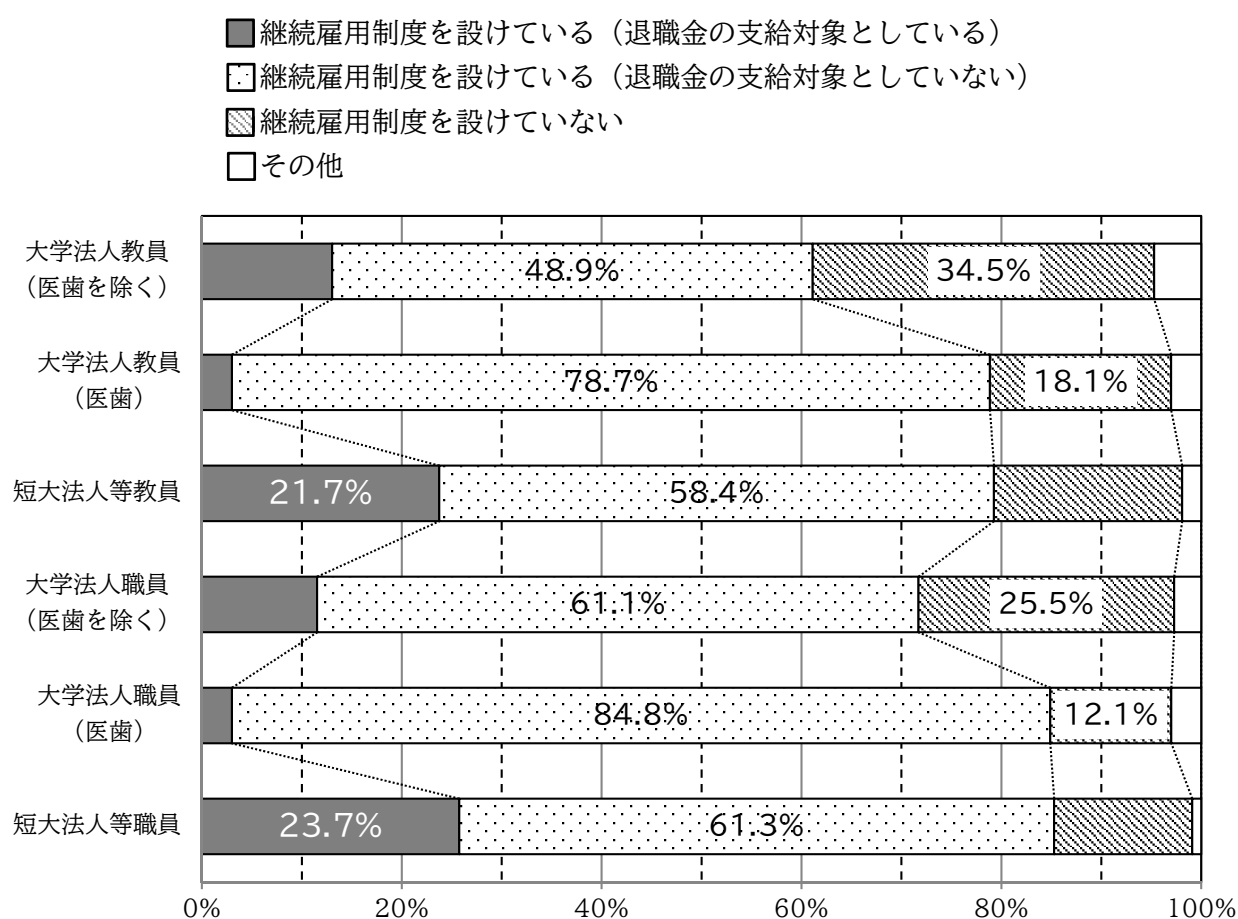


表 Q3 (2) 定年退職後の継続雇用制度

教 員

(単位：会員)

区分	大学法人（医歯を除く）			大学法人（医歯）		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
継続雇用制度あり 退職金支給対象	57 (12.2%)		56 (12.0%)	0 (0%)	<	1 (3.2%)
継続雇用制度あり 退職金支給対象外	228 (48.9%)		218 (47.0%)	26 (78.7%)	>	19 (61.2%)
継続雇用制度を 設けていない	161 (34.5%)		164 (35.4%)	6 (18.1%)	<	10 (32.2%)
その他	20 (4.2%)		25 (5.3%)	1 (3.0%)		1 (3.2%)
合 計	466 (100%)		463 (100%)	33 (100%)		31 (100%)

区分	短大法人等			合 計		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
継続雇用制度あり 退職金支給対象	22 (21.7%)		22 (20.5%)	79 (13.1%)		79 (13.1%)
継続雇用制度あり 退職金支給対象外	59 (58.4%)	>	58 (54.2%)	313 (52.1%)	>	295 (49.0%)
継続雇用制度を 設けていない	19 (18.8%)		20 (18.6%)	186 (31.0%)		194 (32.2%)
その他	1 (0.9%)	<	7 (6.5%)	22 (3.6%)		33 (5.4%)
合 計	101 (100%)		107 (100%)	600 (100%)		601 (100%)

職 員

(単位：会員)

区分	大学法人（医歯を除く）			大学法人（医歯）		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
継続雇用制度あり 退職金支給対象	49 (10.5%)		53 (11.4%)	0 (0%)	<	1 (3.2%)
継続雇用制度あり 退職金支給対象外	285 (61.1%)	>	263 (56.8%)	28 (84.8%)	>	23 (74.1%)
継続雇用制度を 設けていない	119 (25.5%)		131 (28.2%)	4 (12.1%)	<	5 (16.1%)
その他	13 (2.7%)		16 (3.4%)	1 (3.0%)	<	2 (6.4%)
合 計	466 (100%)		463 (100%)	33 (100%)		31 (100%)

前ページの続き

(単位：会員)

区分	短大法人等			合 計		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
継続雇用制度あり 退職金支給対象	24 (23.7%)	>	22 (20.5%)	73 (12.1%)		76 (12.6%)
継続雇用制度あり 退職金支給対象外	62 (61.3%)		64 (59.8%)	375 (62.5%)	>	350 (58.2%)
継続雇用制度を 設けていない	14 (13.8%)		14 (13.0%)	137 (22.8%)		150 (24.9%)
その他	1 (0.9%)	<	7 (6.5%)	15 (2.5%)		25 (4.1%)
合 計	101 (100%)		107 (100%)	600 (100%)		601 (100%)

表 Q3 (2) の2 定年退職後の継続雇用制度適用人数

教 員

(単位：人)

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短期大学等	合 計
継続雇用制度あり 退職金支給対象	602	0	66	668
継続雇用制度あり 退職金支給対象外	1,559	255	118	1,932
合 計	2,161	255	184	2,600

職 員

(単位：人)

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短期大学等	合 計
継続雇用制度あり 退職金支給対象	155	6	29	190
継続雇用制度あり 退職金支給対象外	1,063	563	69	1,695
合 計	1,218	569	98	1,885

Q3（3）継続雇用制度の適用者に対する退職金

Q3（2）で、「継続雇用制度を設けており、退職金の支給対象としている」とした会員（教員 79 会員、職員 73 会員）に対し、継続雇用期間の退職金の取扱いを調査した。

教職員ともに「継続雇用期間は在職期間を通算せず、継続雇用期間による支給率を適用し、退職金を別途支給する」としている会員が多く、教員で 52 会員（65.8%）、職員で 51 会員（69.8%）であった。また、「採用から継続雇用期間の終了まで通算した在籍期間による支給率を適用し、退職金を支給する」とした会員は、教員で 18 会員（22.7%）、職員で 13 会員（17.8%）であった。

法人区分に関わらず教職員ともに同様の回答を得ている。

グラフ Q3（3）継続雇用制度の適用者に対する退職金（会員数の割合）

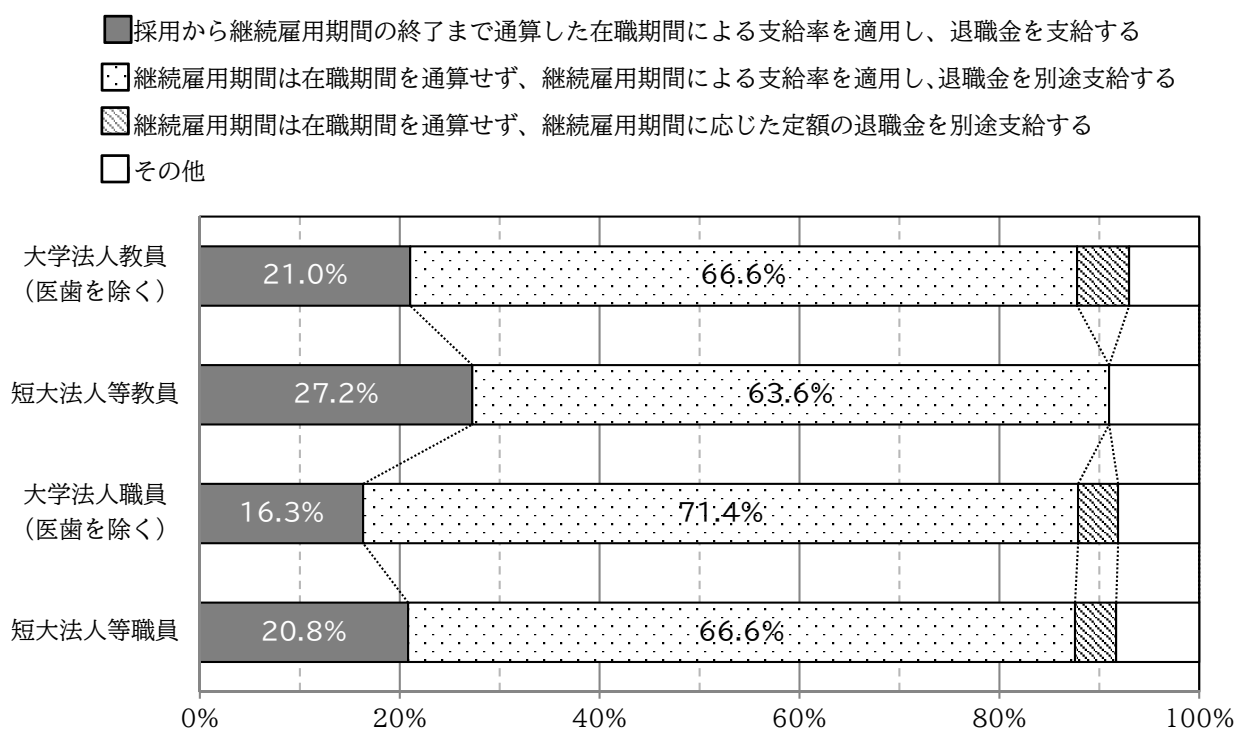


表 Q3 (3) 継続雇用制度の適用者に対する退職金

教 員

(単位：会員)

区 分	大学法人 (医歯を除く)	短大法人等	合 計
採用から継続雇用期間の終了まで通算した在職期間 による支給率を適用し、退職金を支給	12 (21.0%)	6 (27.2%)	18 (22.7%)
継続雇用期間は在職期間を通算せず、継続雇用期間 による支給率を適用し、退職金を別途支給	38 (66.6%)	14 (63.6%)	52 (65.8%)
継続雇用期間は在職期間を通算せず、継続雇用期間 に応じた定額の退職金を別途支給	3 (5.2%)	0 (0%)	3 (3.7%)
継続雇用期間は在職期間を通算せず、役割や勤務成 績等を勘案し、個人別に異なる定額の退職金を別途 支給	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
その他	4 (7.0%)	2 (9.0%)	6 (7.5%)
合 計	57 (100%)	22 (100%)	79 (100%)

(単位：会員)

職 員

区 分	大学法人 (医歯を除く)	短大法人等	合 計
採用から継続雇用期間の終了まで通算した在職期間 による支給率を適用し、退職金を支給	8 (16.3%)	5 (20.8%)	13 (17.8%)
継続雇用期間は在職期間を通算せず、継続雇用期間 による支給率を適用し、退職金を別途支給	35 (71.4%)	16 (66.6%)	51 (69.8%)
継続雇用期間は在職期間を通算せず、継続雇用期間 に応じた定額の退職金を別途支給	2 (4.0%)	1 (4.1%)	3 (4.1%)
継続雇用期間は在職期間を通算せず、役割や勤務成 績等を勘案し、個人別に異なる定額の退職金を別途 支給	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
その他	4 (8.1%)	2 (8.3%)	6 (8.2%)
合 計	49 (100%)	24 (100%)	73 (100%)

Q4（1）定年前早期退職制度

定年前早期退職制度を設けている会員は、教員では196会員(32.6%)、職員では213会員(35.5%)であった。

定年前早期退職制度を設けている会員のうち、教員では13会員、職員では10会員が複数の異なる適用条件を設定しており、集計ではそれぞれの制度を加算している（割合算出の際の分母に加えている。）。例えば、「勤続20年以上在職かつ定年に達する10年前までに退職する者、または勤続10年以上在職かつ定年に達する10年以内に退職する者」などがあった。

また、集計では、会員ごとに定年年齢が異なることを考慮して、「特定の年齢」と回答があったものについては、これを定年前の年数に置き換えて、勤続年数と定年前の年数として集計した。

教職員ともに、勤続年数20年以上かつ定年前6～10年より早期退職制度の対象とする会員が最も多かった。

グラフ Q4（1）定年前早期退職制度の有無

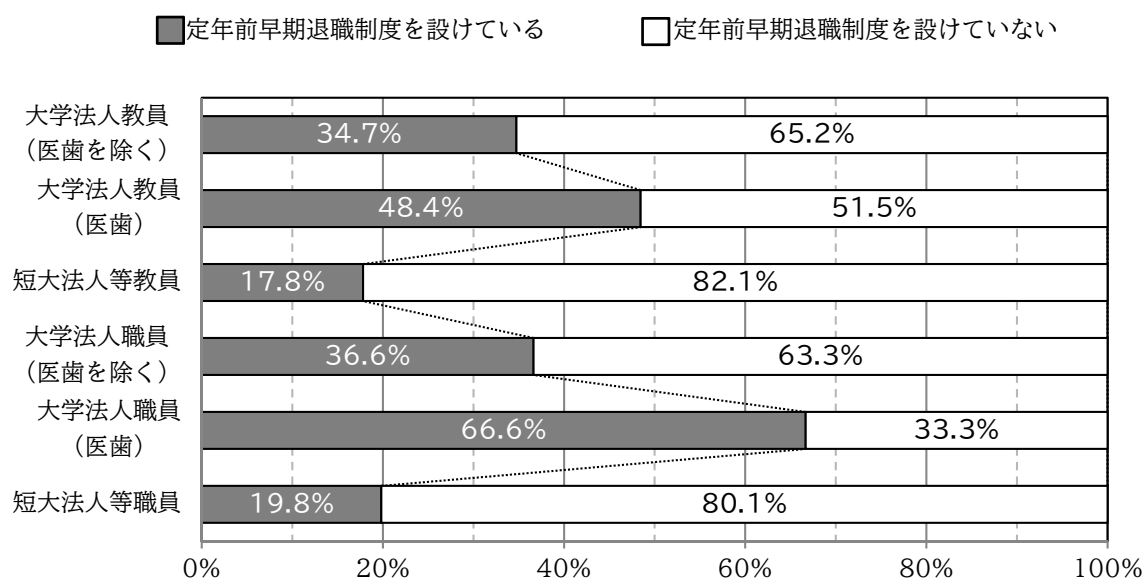


表 Q4 (1) 定年前早期退職制度の有無

教 員

(単位：会員)

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
定年前早期退職制度を設けている	162 (34.7%)	16 (48.4%)	18 (17.8%)	196 (32.6%)
定年前早期退職制度を設けていない	304 (65.2%)	17 (51.5%)	83 (82.1%)	404 (67.3%)
合 計	466 (100%)	33 (100%)	101 (100%)	600 (100%)

職 員

(単位：会員)

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
定年前早期退職制度を設けている	171 (36.6%)	22 (66.6%)	20 (19.8%)	213 (35.5%)
定年前早期退職制度を設けていない	295 (63.3%)	11 (33.3%)	81 (80.1%)	387 (64.5%)
合 計	466 (100%)	33 (100%)	101 (100%)	600 (100%)

表 Q4 (1) 定年前早期退職制度がある会員の制限（複数回答）

教 員

（単位：会員）

勤続年数 (以上)	制度が適用対象となる定年前の年数（定年年齢から何年前に適用対象となるか）						
	0～5年	6～10年	11～15年	16～20年	25年	制限はない	合計
0年	10 (14.0%)	11 (12.6%)	4 (11.1%)	1 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	26 (12.4%)
3年	0 (0%)	1 (1.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.4%)
5年	4 (5.6%)	2 (2.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (2.8%)
9年	1 (1.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.4%)
10年	12 (16.9%)	9 (10.3%)	6 (16.6%)	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)	28 (13.3%)
15年	4 (5.6%)	15 (17.2%)	5 (13.8%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	24 (11.4%)
18年	1 (1.4%)	0 (0%)	1 (2.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.9%)
20年	31 (43.6%)	38 (43.6%)	19 (52.7%)	1 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	89 (42.5%)
25年	7 (9.8%)	11 (12.6%)	1 (2.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	19 (9.0%)
30年	1 (1.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.4%)
制限なし	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	10 (83.3%)	10 (4.7%)
その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (16.6%)	2 (0.9%)
合計	71 (100%)	87 (100%)	36 (100%)	2 (100%)	1 (100%)	12 (100%)	209 (100%)

※1 会員で2制度をもつ13会員を加算している。

（単位：会員）

職 員

勤続年数 (以上)	制度が適用対象となる定年前の年数（定年年齢から何年前に適用対象となるか）						
	0～5年	6～10年	11～15年	16～20年	25年	制限はない	合計
0年	12 (17.3%)	11 (10.4%)	4 (11.4%)	1 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	28 (12.5%)
3年	0 (0%)	1 (0.9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.4%)
5年	2 (2.8%)	2 (1.9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (1.7%)
9年	1 (1.4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.4%)
10年	11 (15.9%)	8 (7.6%)	3 (8.5%)	1 (50.0%)	1 (100%)	0 (0%)	24 (10.7%)
15年	5 (7.2%)	18 (17.1%)	6 (17.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	29 (13.0%)
18年	0 (0%)	1 (0.9%)	1 (2.8%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.8%)
20年	28 (40.5%)	52 (49.5%)	20 (57.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	100 (44.8%)
25年	8 (11.5%)	12 (11.4%)	1 (2.8%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	21 (9.4%)
30年	2 (2.8%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.8%)
制限なし	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	9 (81.8%)	9 (4.0%)
その他	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (18.1%)	2 (0.8%)
合計	69 (100%)	105 (100%)	35 (100%)	2 (100%)	1 (100%)	11 (100%)	223 (100%)

※1 会員で2制度をもつ10会員を加算している。

Q4 (2) 早期退職の教職員に対する退職金の割増制度

早期退職の教職員に対する退職金の割増制度について、8割近い会員が割増率を設定しており、教員は164会員（78.4%）、職員は174会員（78.0%）であった。このうち「定年前の年数により割増率を設定している」が、教員は97会員（46.4%）、職員は99会員（44.3%）であった。退職時の年齢により割増率を設定している会員は、教員は67会員（32.0%）、職員は75会員（33.6%）であった。一方、定額を設定しているのは、教員8会員（3.8%）、職員7会員（3.1%）とごく少数であった。また、「割り増しはしない」とする会員が、教員、職員とも13会員（6.2%、5.8%）あった。

グラフ Q4 (2) 早期退職の教職員に対する退職金の割増制度

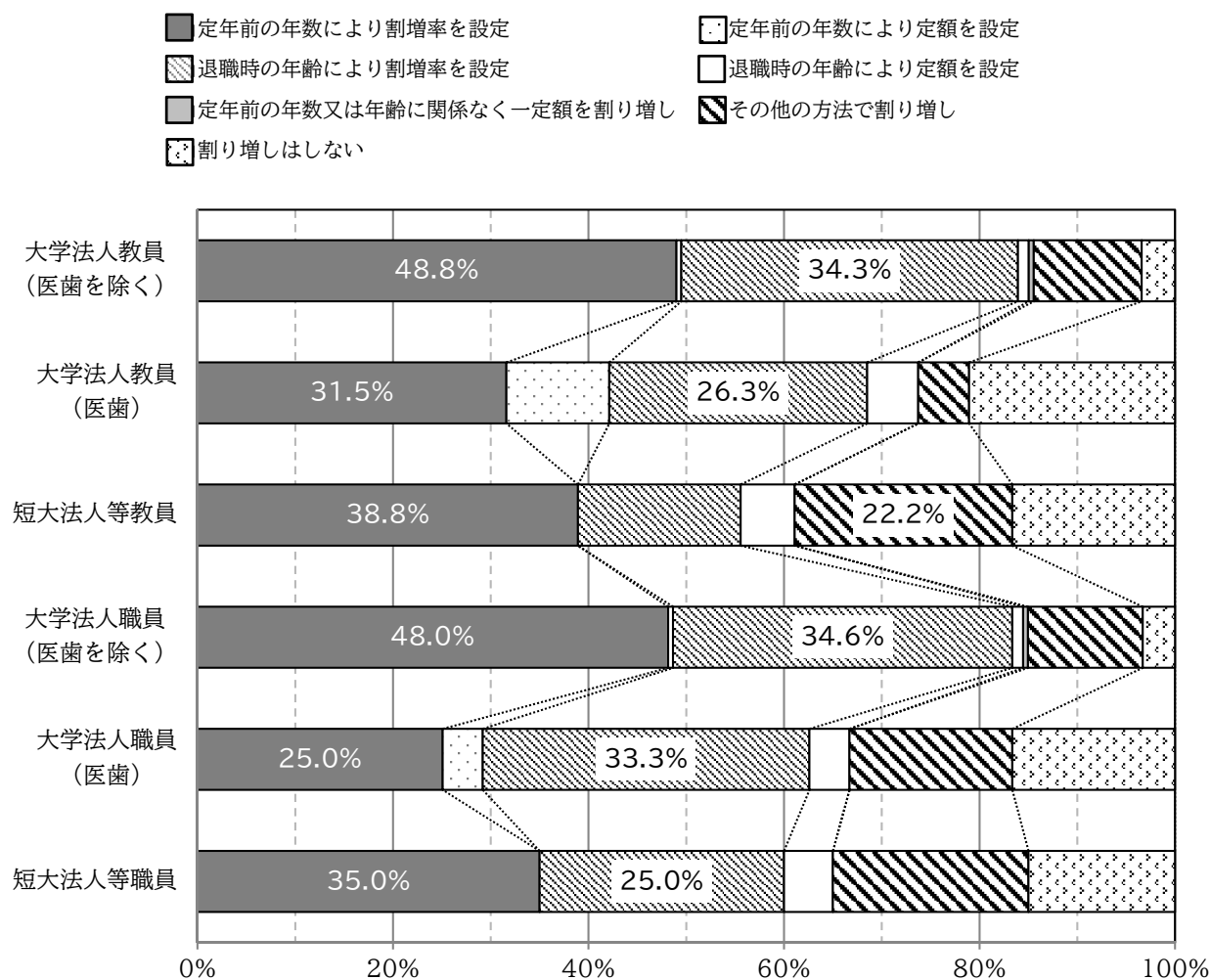


表 Q4 (2) 早期退職の教職員に対する退職金の割り増し制度
教 員

(単位：会員)

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
定年前の年数により割増率を設定	84 (48.8%)	6 (31.5%)	7 (38.8%)	97 (46.4%)
定年前の年数により定額を設定	1 (0.5%)	2 (10.5%)	0 (0%)	3 (1.4%)
退職時の年齢により割増率を設定	59 (34.3%)	5 (26.3%)	3 (16.6%)	67 (32.0%)
退職時の年齢により定額を設定	2 (1.1%)	1 (5.2%)	1 (5.5%)	4 (1.9%)
定年前の年数又は年齢に関係なく 一定額を割り増し	1 (0.5%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.4%)
その他の方法で割り増し	19 (11.0%)	1 (5.2%)	4 (22.2%)	24 (11.4%)
割り増しはしない	6 (3.4%)	4 (21.0%)	3 (16.6%)	13 (6.2%)
合 計	172 (100%)	19 (100%)	18 (100%)	209 (100%)

職 員

(単位：会員)

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
定年前の年数により割増率を設定	86 (48.0%)	6 (25.0%)	7 (35.0%)	99 (44.3%)
定年前の年数により定額を設定	1 (0.5%)	1 (4.1%)	0 (0%)	2 (0.8%)
退職時の年齢により割増率を設定	62 (34.6%)	8 (33.3%)	5 (25.0%)	75 (33.6%)
退職時の年齢により定額を設定	2 (1.1%)	1 (4.1%)	1 (5.0%)	4 (1.7%)
定年前の年数又は年齢に関係なく 一定額を割り増し	1 (0.5%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.4%)
その他の方法で割り増し	21 (11.7%)	4 (16.6%)	4 (20.0%)	29 (13.0%)
割り増しはしない	6 (3.3%)	4 (16.6%)	3 (15.0%)	13 (5.8%)
合 計	179 (100%)	24 (100%)	20 (100%)	223 (100%)

Q5 退職金の支給対象となる必要な在職期間

退職金の支給条件となる必要な在職期間については、教職員ともに「1年以上」とした会員が最も多く、教員で460会員（76.6%）、職員で458会員（76.3%）だった。これは法人区分ごとに見ても同じ傾向にあり、また過去と比較してもほぼ同様の結果となっている。

なお、医・歯学部を設置している大学法人では、教職員ともに「3年以上」としている会員が最も多かった。

グラフ Q5 退職金の支給条件として必要な在職期間（会員数の割合）

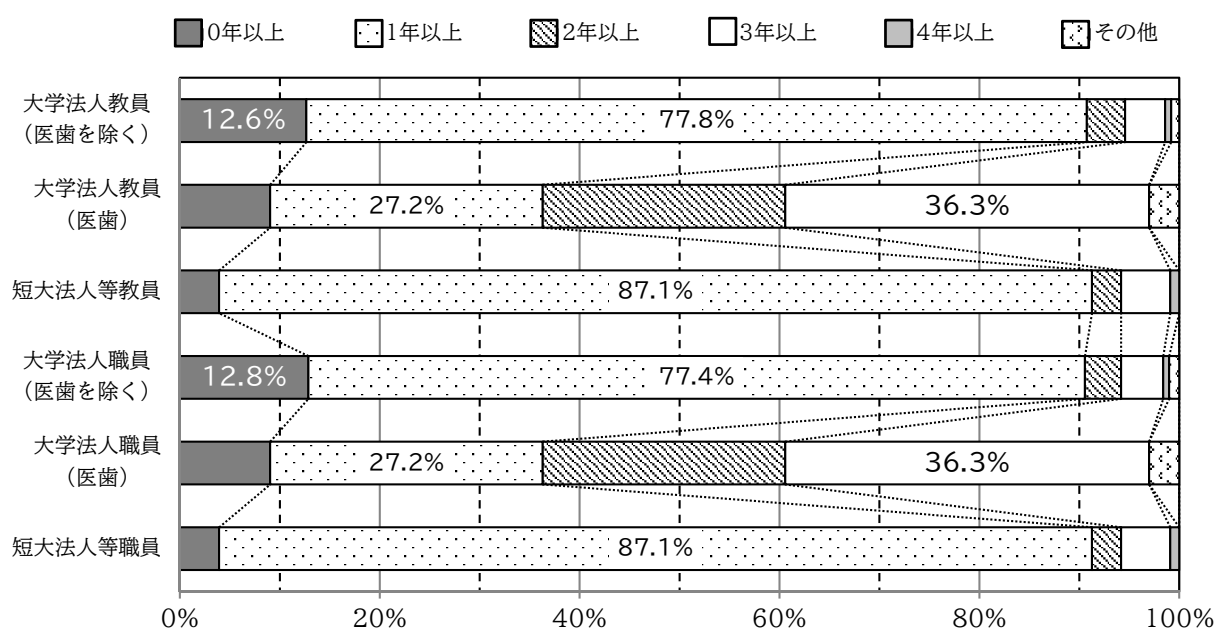


表 Q5 退職金の支給条件として必要な在職期間

教 員

(単位：会員)

区 分	大学法人（医歯を除く）			大学法人（医歯）		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
0 年以上 (1 年未満)	59 (12.6%)		66 (14.2%)	3 (9.0%)		2 (6.4%)
1 年以上	363 (77.8%)		353 (76.2%)	9 (27.2%)		9 (29.0%)
2 年以上	18 (3.8%)		17 (3.6%)	8 (24.2%)		8 (25.8%)
3 年以上	19 (4.0%)		18 (3.8%)	12 (36.3%)		11 (35.4%)
4 年以上	3 (0.6%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
その他	4 (0.8%)		9 (1.9%)	1 (3.0%)		1 (3.2%)
合 計	466 (100%)		463 (100%)	33 (100%)		31 (100%)

前ページの続き

(単位：会員)

区分	短大法人等			合 計		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
0 年以上 (1 年未満)	4 (3.9%)		6 (5.6%)	66 (11.0%)		74 (12.3%)
1 年以上	88 (87.1%)		92 (85.9%)	460 (76.6%)		454 (75.5%)
2 年以上	3 (2.9%)		3 (2.8%)	29 (4.8%)		28 (4.6%)
3 年以上	5 (4.9%)		5 (4.6%)	36 (6.0%)		34 (5.6%)
4 年以上	1 (0.9%)		0 (0%)	4 (0.6%)		0 (0%)
その他	0 (0%)		1 (0.9%)	5 (0.8%)		11 (1.8%)
合 計	101 (100%)		107 (100%)	600 (100%)		601 (100%)

職 員

(単位：会員)

区分	大学法人（医歯を除く）			大学法人（医歯）		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
0 年以上 (1 年未満)	60 (12.8%)		67 (14.4%)	3 (9.0%)		2 (6.4%)
1 年以上	361 (77.4%)		351 (75.8%)	9 (27.2%)		9 (29.0%)
2 年以上	17 (3.6%)		16 (3.4%)	8 (24.2%)		8 (25.8%)
3 年以上	20 (4.2%)		19 (4.1%)	12 (36.3%)		11 (35.4%)
4 年以上	3 (0.6%)		0 (0%)	0 (0%)		0 (0%)
その他	5 (1.0%)		10 (2.1%)	1 (3.0%)		1 (3.2%)
合 計	466 (100%)		463 (100%)	33 (100%)		31 (100%)

区分	短大法人等			合 計		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
0 年以上 (1 年未満)	4 (3.9%)		6 (5.6%)	67 (11.1%)		75 (12.4%)
1 年以上	88 (87.1%)		92 (85.9%)	458 (76.3%)		452 (75.2%)
2 年以上	3 (2.9%)		3 (2.8%)	28 (4.6%)		27 (4.4%)
3 年以上	5 (4.9%)		5 (4.6%)	37 (6.1%)		35 (5.8%)
4 年以上	1 (0.9%)		0 (0%)	4 (0.6%)		0 (0%)
その他	0 (0%)		1 (0.9%)	6 (1.0%)		12 (1.9%)
合 計	101 (100%)		107 (100%)	600 (100%)		601 (100%)

Q 6 退職金の算定方法

退職金の算定方法については、「退職金算定基礎額×支給率」としている会員が最も多く、教員で 500 会員（83.3%）、職員で 488 会員（81.3%）だった。また、「退職金算定基礎額×支給率＋特別功労金等」とした会員は、教員で 65 会員（10.8%）、職員で 67 会員（11.1%）であり、これらを合計すると教員で 565 会員（94.1%）、職員で 555 会員（92.4%）だった。

ポイント制を導入している会員（「退職金算定基礎額×支給率＋評価ポイント分」と「完全にポイント制」の合計）は、教員で 16 会員（2.6%）、職員で 25 会員（4.1%）であった。

グラフ Q 6 退職金の算定方法（会員数の割合）

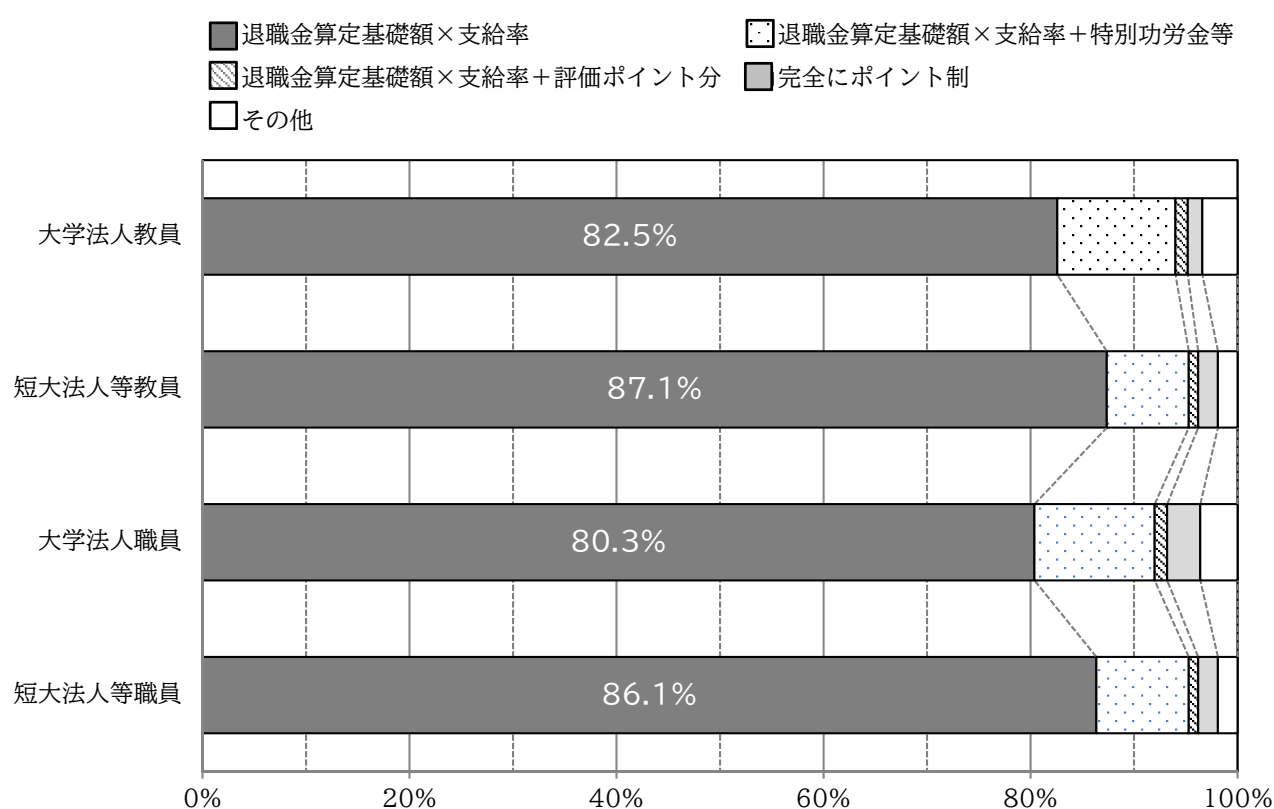


表 Q6 退職金の算定方法

教 員

(単位：会員)

区分	大学法人			短大法人等		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
退職金算定基礎額×支給率	412 (82.5%)		408 (82.5%)	88 (87.1%)		93 (86.9%)
退職金算定基礎額×支給率 ＋特別功労金等	57 (11.4%)		58 (11.7%)	8 (7.9%)		7 (6.5%)
退職金算定基礎額×支給率 ＋評価ポイント分	6 (1.2%)		7 (1.4%)	1 (0.9%)		1 (0.9%)
完全にポイント制	7 (1.4%)		6 (1.2%)	2 (1.9%)		3 (2.8%)
その他	17 (3.4%)		15 (3.0%)	2 (1.9%)		3 (2.8%)
合 計	499 (100%)		494 (100%)	101 (100%)		107 (100%)

区 分	合 計		
	平成 28 年度		平成 25 年度
退職金算定基礎額×支給率	500 (83.3%)		501 (83.3%)
退職金算定基礎額×支給率 ＋特別功労金等	65 (10.8%)		65 (10.8%)
退職金算定基礎額×支給率 ＋評価ポイント分	7 (1.1%)		8 (1.3%)
完全にポイント制	9 (1.5%)		9 (1.4%)
その他	19 (3.1%)		18 (2.9%)
合 計	600 (100%)		601 (100%)

職 員

(単位：会員)

区 分	大学法人			短大法人等		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
退職金算定基礎額×支給率	401 (80.3%)		405 (81.9%)	87 (86.1%)		93 (86.9%)
退職金算定基礎額×支給率 ＋特別功労金等	58 (11.6%)		57 (11.5%)	9 (8.9%)		7 (6.5%)
退職金算定基礎額×支給率 ＋評価ポイント分	6 (1.2%)		6 (1.2%)	1 (0.9%)		1 (0.9%)
完全にポイント制	16 (3.2%)		11 (2.2%)	2 (1.9%)		3 (2.8%)
その他	18 (3.6%)		15 (3.0%)	2 (1.9%)		3 (2.8%)
合 計	499 (100%)		494 (100%)	101 (100%)		107 (100%)

区 分	合 計		
	平成 28 年度		平成 25 年度
退職金算定基礎額×支給率	488 (81.3%)		498 (82.8%)
退職金算定基礎額×支給率 ＋特別功労金等	67 (11.1%)		64 (10.6%)
退職金算定基礎額×支給率 ＋評価ポイント分	7 (1.1%)		7 (1.1%)
完全にポイント制	18 (3.0%)		14 (2.3%)
その他	20 (3.3%)		18 (2.9%)
合 計	600 (100%)		601 (100%)

Q 7 退職金の算定基礎額

当財団に届け出る俸給月額である「会員が退職金算定の基礎としている俸給の月額」は、教職員ともに同じ傾向であり、「退職時の俸給（本俸）」が最も多く、教員で460 会員（76.6%）、職員で445 会員（74.1%）だった。次いで、「退職時の俸給に諸手当を加える」とした会員が、教員で83 会員（13.8%）、職員で86 会員（14.3%）だった。

なお、「その他」の回答には、「在職中の最高時の俸給月額」、「退職時の標準俸給月額」、「他の財団の退職金の算定基礎額」などがあつた。

グラフ Q 7 退職金の算定基礎額（会員数の割合）

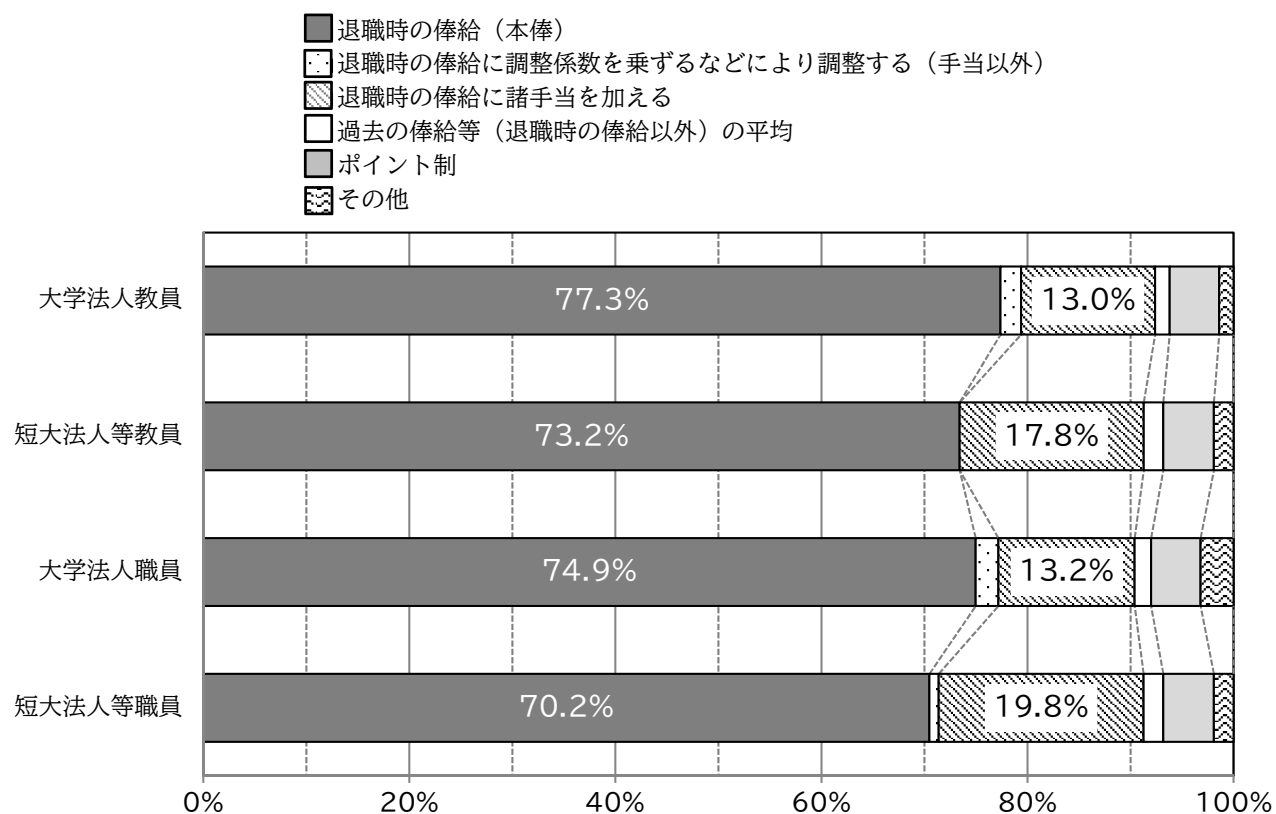


表 Q7 退職金の算定基礎額
教 員

区分	大学法人			短大法人等		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
退職時の俸給（本俸）	386 (77.3%)		376 (76.1%)	74 (73.2%)	>	73 (68.2%)
退職時の俸給に調整係数を乗ず るなどにより調整（手当以外）	10 (2.0%)		8 (1.6%)	0 (0%)		1 (0.9%)
退職時の俸給に諸手当を加 える	65 (13.0%)		75 (15.1%)	18 (17.8%)	<	23 (21.4%)
過去の俸給等 （退職時の俸給以外）の平均	7 (1.4%)		7 (1.4%)	2 (1.9%)		2 (1.8%)
ポイント制	7 (1.4%)		6 (1.2%)	2 (1.9%)		3 (2.8%)
その他	24 (4.8%)		22 (4.4%)	5 (4.9%)		5 (4.6%)
合 計	499 (100%)		494 (100%)	101 (100%)		107 (100%)

区 分	合 計		
	平成 28 年度		平成 25 年度
退職時の俸給（本俸）	460 (76.6%)		449 (74.7%)
退職時の俸給に調整係数を乗ず るなどにより調整（手当以外）	10 (1.6%)		9 (1.4%)
退職時の俸給に諸手当を加える	83 (13.8%)		98 (16.3%)
過去の俸給等 （退職時の俸給以外）の平均	9 (1.5%)		9 (1.4%)
ポイント制	9 (1.5%)		9 (1.4%)
その他	29 (4.8%)		27 (4.4%)
合 計	600 (100%)		601 (100%)

前ページの続き

職 員

区分	大学法人			短大法人等		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
退職時の俸給（本俸）	374 (74.9%)		368 (74.4%)	71 (70.2%)	>	71 (66.3%)
退職時の俸給に調整係数を乗ず るなどにより調整（手当以外）	11 (2.2%)		8 (1.6%)	1 (0.9%)		2 (1.8%)
退職時の俸給に諸手当を加 える	66 (13.2%)		77 (15.5%)	20 (19.8%)	<	25 (23.3%)
過去の俸給等 （退職時の俸給以外）の平均	8 (1.6%)		8 (1.6%)	2 (1.9%)		1 (0.9%)
ポイント制	16 (3.2%)		11 (2.2%)	2 (1.9%)		3 (2.8%)
その他	24 (4.8%)		22 (4.4%)	5 (4.9%)		5 (4.6%)
合 計	499 (100%)		494 (100%)	101 (100%)		107 (100%)

区 分	合 計		
	平成 28 年度		平成 25 年度
退職時の俸給（本俸）	445 (74.1%)		439 (73.0%)
退職時の俸給に調整係数を乗ず るなどにより調整（手当以外）	12 (2.0%)		10 (1.6%)
退職時の俸給に諸手当を加える	86 (14.3%)		102 (16.9%)
過去の俸給等 （退職時の俸給以外）の平均	10 (1.6%)		9 (1.4%)
ポイント制	18 (3.0%)		14 (2.3%)
その他	29 (4.8%)		27 (4.4%)
合 計	600 (100%)		601 (100%)

Q 8 退職金の支給率の基準

退職金計算に使用する支給率は、教職員ともに「独自の支給率」としている会員が最も多く、教員は304 会員(50.6%)、職員は299 会員(49.8%)であった。

次いで「当財団の交付率」としている会員が多く、教員は228 会員(38.0%)、職員は222 会員(37.0%)であった。

「完全にポイント制」としている会員は、教員で9 会員(1.5%)、職員で18 会員(3.0%)となり、職員にのみ採用している会員が9 会員あった。

「その他」の回答には、「都道府県退職金財団の交付率を使用」などの回答があった。

グラフ Q8 退職金の支給率（会員数の割合）

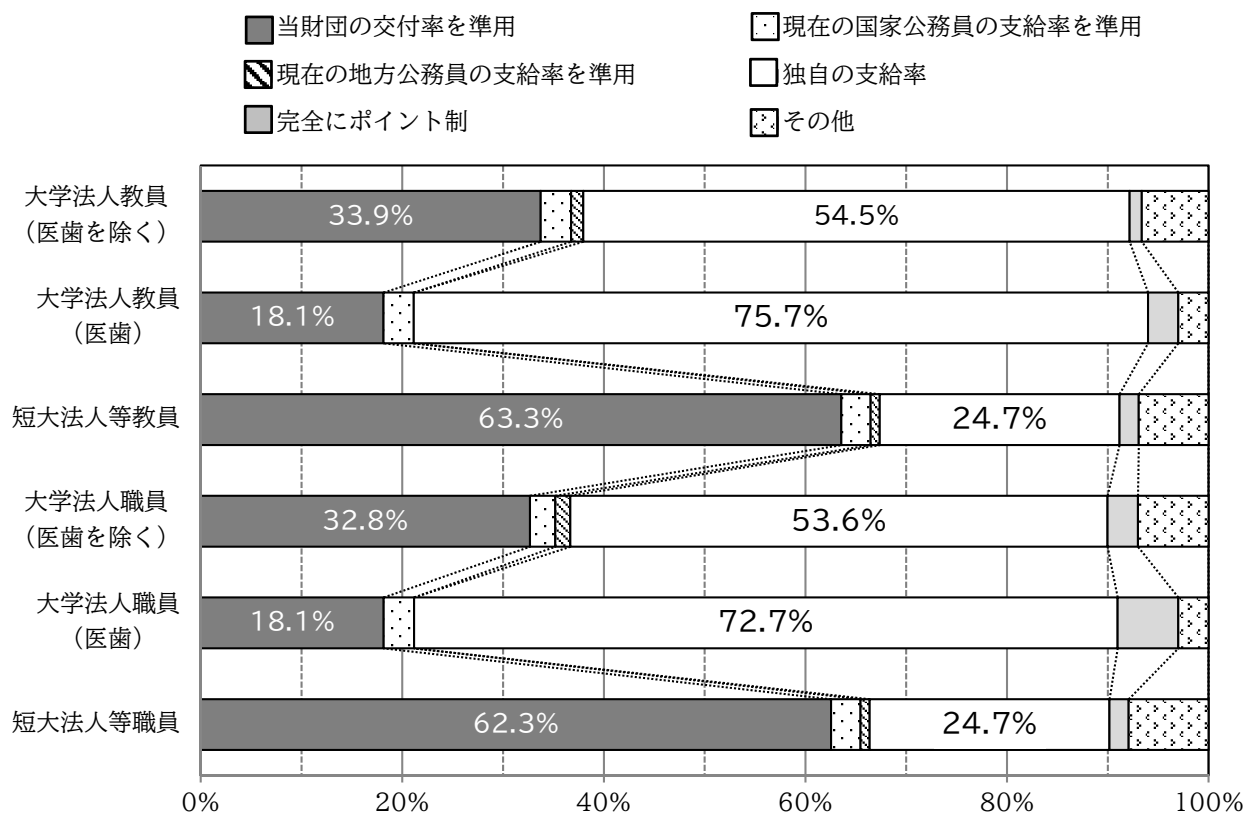


表 Q8 退職金の支給率

教 員

(単位：会員)

区 分	大学法人（医歯を除く）			大学法人（医歯）		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
当財団の交付率	158 (33.9%)		151 (32.6%)	6 (18.1%)	>	4 (12.9%)
現在の国家公務員の支給率	14 (3.0%)		19 (4.1%)	1 (3.0%)		1 (3.2%)
現在の地方公務員の支給率	6 (1.2%)		10 (2.1%)	0 (0%)		0 (0%)
独自の支給率	254 (54.5%)		245 (52.9%)	25 (75.7%)	>	21 (67.7%)
完全にポイント制	6 (1.2%)		5 (1.0%)	1 (3.0%)		1 (3.2%)
その他	28 (6.0%)		33 (7.1%)	0 (0%)	<	4 (12.9%)
合 計	466 (100%)		463 (100%)	33 (100%)		31 (100%)

区 分	短大法人等			合計		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
当財団の交付率	64 (63.3%)	>	64 (59.8%)	228 (38.0%)		219 (36.4%)
現在の国家公務員の支給率	3 (2.9%)		3 (2.8%)	18 (3.0%)		23 (3.8%)
現在の地方公務員の支給率	1 (0.9%)		2 (1.8%)	7 (1.1%)		12 (1.9%)
独自の支給率	25 (24.7%)	<	32 (29.9%)	304 (50.6%)		298 (49.5%)
完全にポイント制	2 (1.9%)		3 (2.8%)	9 (1.5%)		9 (1.4%)
その他	6 (5.9%)	>	3 (2.8%)	34 (5.6%)		40 (6.6%)
合 計	101 (100%)		107 (100%)	600 (100%)		601 (100%)

前ページの続き

職 員

(単位：会員)

区 分	大学法人（医歯を除く）			大学法人（医歯）		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
当財団の交付率	153 (32.8%)		145 (31.3%)	6 (18.1%)	>	4 (12.9%)
現在の国家公務員の支給率	12 (2.5%)		16 (3.4%)	1 (3.0%)		1 (3.2%)
現在の地方公務員の支給率	7 (1.5%)		11 (2.3%)	0 (0%)		0 (0%)
独自の支給率	250 (53.6%)		245 (52.9%)	24 (72.7%)	>	20 (64.5%)
完全にポイント制	14 (3.0%)		9 (1.9%)	2 (6.0%)		2 (6.4%)
その他	30 (6.4%)		37 (7.9%)	0 (0%)	<	4 (12.9%)
合 計	466 (100%)		463 (100%)	33 (100%)		31 (100%)

区 分	短大法人等			合計		
	平成 28 年度		平成 25 年度	平成 28 年度		平成 25 年度
当財団の交付率	63 (62.3%)		64 (59.8%)	222 (37.0%)		213 (35.4%)
現在の国家公務員の支給率	3 (2.9%)		3 (2.8%)	16 (2.6%)		20 (3.3%)
現在の地方公務員の支給率	1 (0.9%)		2 (1.8%)	8 (1.3%)		13 (2.1%)
独自の支給率	25 (24.7%)	<	32 (29.9%)	299 (49.8%)		297 (49.4%)
完全にポイント制	2 (1.9%)		3 (2.8%)	18 (3.0%)		14 (2.3%)
その他	7 (6.9%)	>	3 (2.8%)	37 (6.1%)		44 (7.3%)
合 計	101 (100%)		107 (100%)	600 (100%)		601 (100%)

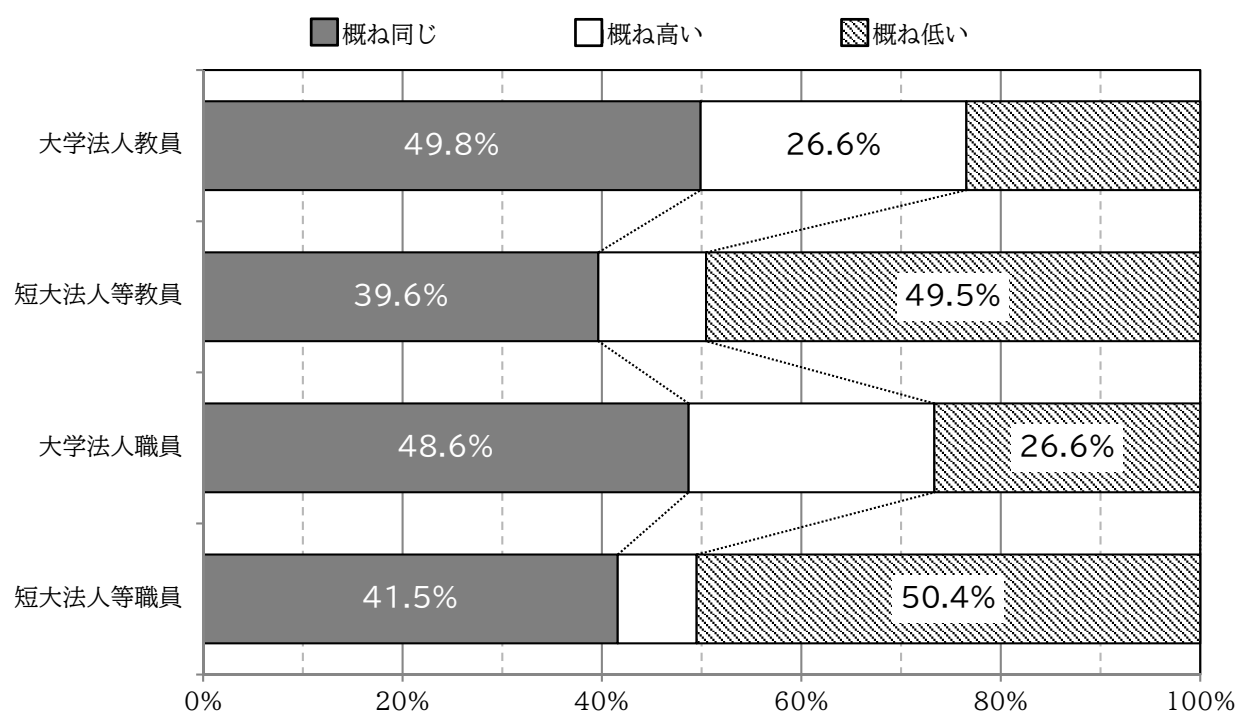
Q 9 教職員の賃金水準

教職員の賃金水準については、教職員ともに「概ね国家公務員と同じ」とする会員が最も多く、教員で 289 会員（48.1%）、職員で 285 会員（47.5%）だった。次いで「概ね国家公務員より低い」との回答が多く、教員で 167 会員（27.8%）、職員で 184 会員（30.6%）だった。

法人区分ごとに見ると、大学法人では「概ね国家公務員と同じ」が約 50%で、「概ね国家公務員より高い」と「概ね国家公務員より低い」がほぼ同じ割合であるのに対し、短大法人等では教職員ともに「概ね国家公務員より低い」とした会員が約 50%であった。

入学定員規模別で見ると、教職員ともに「1,000人未満」以下の会員では「概ね国家公務員と同じ」と「概ね国家公務員より低い」とした会員が大多数を占めているが、教員の「1,500人未満」以上の会員及び職員の「3,000人以上」の会員では「概ね国家公務員より高い」とした会員の数が多かった。

グラフ Q 9 教職員の賃金水準（国家公務員との比較）



※回答項目の「概ね国家公務員と同じ」「概ね国家公務員より高い」「概ね国家公務員より低い」を、それぞれ「概ね同じ」「概ね高い」「概ね低い」と省略して表記している。以下同様。

表 Q9 教職員の賃金水準（国家公務員との比較）

教 員

(単位：会員)

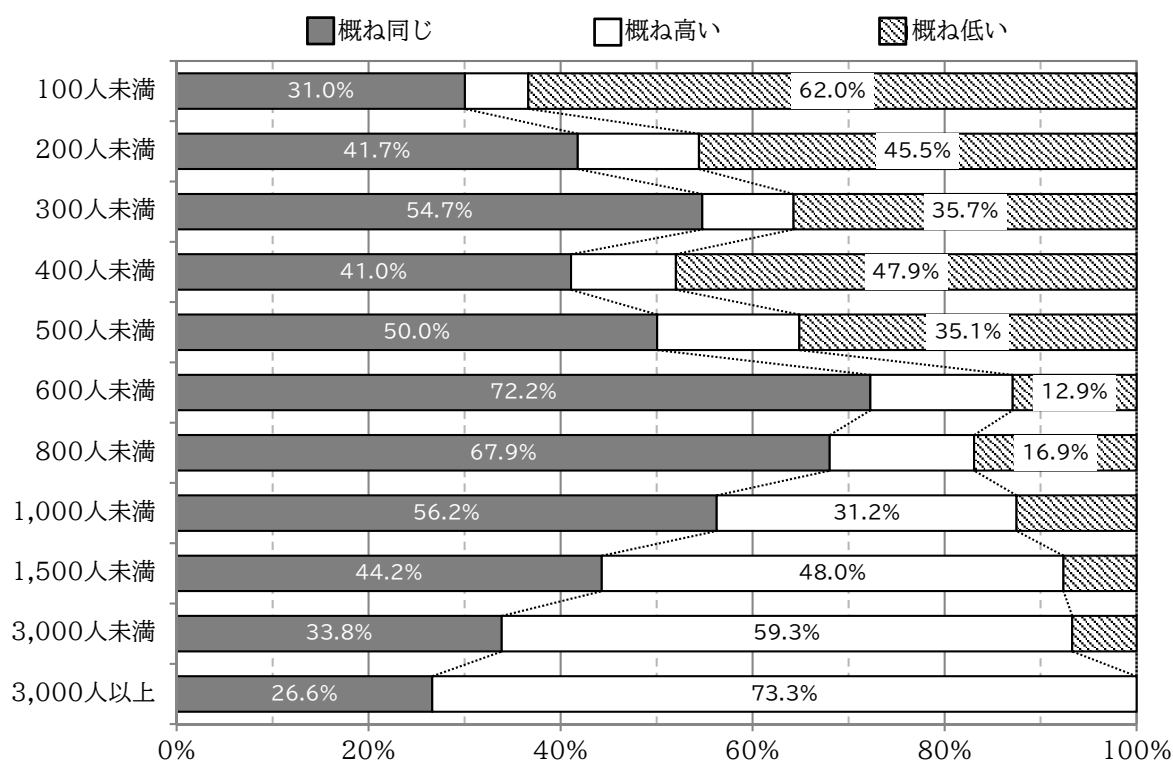
区 分	大学法人		短大法人等		合 計	
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
概ね同じ	249 (49.8%)	256 (51.5%)	40 (39.6%)	43 (42.1%)	289 (48.1%)	299 (49.9%)
概ね高い	133 (26.6%)	137 (27.5%)	11 (10.8%)	11 (10.7%)	144 (24.0%)	148 (24.7%)
概ね低い	117 (23.4%)	104 (20.9%)	50 (49.5%)	48 (47.0%)	167 (27.8%)	152 (25.3%)
合 計	499 (100%)	497 (100%)	101 (100%)	102 (100%)	600 (100%)	599 (100%)

職 員

(単位：会員)

区 分	大学法人		短大法人等		合 計	
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
概ね同じ	243 (48.6%)	251 (50.5%)	42 (41.5%)	44 (43.1%)	285 (47.5%)	295 (49.2%)
概ね高い	123 (24.6%)	126 (25.3%)	8 (7.9%)	7 (6.8%)	131 (21.8%)	133 (22.2%)
概ね低い	133 (26.6%)	120 (24.1%)	51 (50.4%)	51 (50.0%)	184 (30.6%)	171 (28.5%)
合 計	499 (100%)	497 (100%)	101 (100%)	102 (100%)	600 (100%)	599 (100%)

グラフ Q9の2 入学定員規模別教職員の賃金水準（国家公務員との比較）



※ 割合は教職員ともに同じ傾向にあるため、グラフは教員のみを表示している。

表 Q9の2 入学定員規模別教職員の賃金水準（国家公務員との比較）

教 員

（単位：会員）

規 模	区 分	平成 28 年度				平成 27 年度
		大学法人	短大法人等	合 計		合 計
100 人 未 満	概ね同じ	7 (43.7%)	2 (15.3%)	9 (31.0%)	<	11 (36.6%)
	概ね高い	1 (6.2%)	1 (7.6%)	2 (6.8%)		2 (6.6%)
	概ね低い	8 (50.0%)	10 (76.9%)	18 (62.0%)	>	17 (56.6%)
	合 計	16 (100%)	13 (100%)	29 (100%)		30 (100%)
200 人 未 満	概ね同じ	20 (51.2%)	13 (32.5%)	33 (41.7%)		33 (43.4%)
	概ね高い	5 (12.8%)	5 (12.5%)	10 (12.6%)	<	12 (15.7%)
	概ね低い	14 (35.8%)	22 (55.0%)	36 (45.5%)	>	31 (40.7%)
	合 計	39 (100%)	40 (100%)	79 (100%)		76 (100%)
300 人 未 満	概ね同じ	33 (58.9%)	13 (46.4%)	46 (54.7%)		47 (57.3%)
	概ね高い	4 (7.1%)	4 (14.2%)	8 (9.5%)		9 (10.9%)
	概ね低い	19 (33.9%)	11 (39.2%)	30 (35.7%)	>	26 (31.7%)
	合 計	56 (100%)	28 (100%)	84 (100%)		82 (100%)
400 人 未 満	概ね同じ	25 (40.3%)	5 (45.4%)	30 (41.0%)	<	35 (46.6%)
	概ね高い	7 (11.2%)	1 (9.0%)	8 (10.9%)		7 (9.3%)
	概ね低い	30 (48.3%)	5 (45.4%)	35 (47.9%)	>	33 (44.0%)
	合 計	62 (100%)	11 (100%)	73 (100%)		75 (100%)
500 人 未 満	概ね同じ	23 (46.9%)	4 (80.0%)	27 (50.0%)		30 (50.0%)
	概ね高い	8 (16.3%)	0 (0%)	8 (14.8%)	<	11 (18.3%)
	概ね低い	18 (36.7%)	1 (20.0%)	19 (35.1%)	>	19 (31.6%)
	合 計	49 (100%)	5 (100%)	54 (100%)		60 (100%)
600 人 未 満	概ね同じ	36 (70.5%)	3 (100%)	39 (72.2%)	>	35 (68.6%)
	概ね高い	8 (15.6%)	0 (0%)	8 (14.8%)		8 (15.6%)
	概ね低い	7 (13.7%)	0 (0%)	7 (12.9%)		8 (15.6%)
	合 計	51 (100%)	3 (100%)	54 (100%)		51 (100%)

前ページの続き

(単位：会員)

規 模	区 分	平成 28 年度				平成 27 年度
		大学法人	短大法人等	合 計		合 計
800 人 未満	概ね同じ	36 (67.9%)		36 (67.9%)		37 (69.8%)
	概ね高い	8 (15.0%)		8 (15.0%)		8 (15.0%)
	概ね低い	9 (16.9%)		9 (16.9%)		8 (15.0%)
	合 計	53 (100%)		53 (100%)		53 (100%)
1,000 人 未満	概ね同じ	18 (56.2%)		18 (56.2%)		17 (58.6%)
	概ね高い	10 (31.2%)		10 (31.2%)		9 (31.0%)
	概ね低い	4 (12.5%)		4 (12.5%)		3 (10.3%)
	合 計	32 (100%)		32 (100%)		29 (100%)
1,500 人 未満	概ね同じ	23 (44.2%)		23 (44.2%)		24 (45.2%)
	概ね高い	25 (48.0%)		25 (48.0%)		26 (49.0%)
	概ね低い	4 (7.6%)		4 (7.6%)		3 (5.6%)
	合 計	52 (100%)		52 (100%)		53 (100%)
3,000 人 未満	概ね同じ	20 (33.8%)		20 (33.8%)		21 (35.0%)
	概ね高い	35 (59.3%)		35 (59.3%)		35 (58.3%)
	概ね低い	4 (6.7%)		4 (6.7%)		4 (6.6%)
	合 計	59 (100%)		59 (100%)		60 (100%)
3,000 人 以上	概ね同じ	8 (26.6%)		8 (26.6%)		8 (27.5%)
	概ね高い	22 (73.3%)		22 (73.3%)		21 (72.4%)
	概ね低い	0 (0%)		0 (0%)		0 (0%)
	合 計	30 (100%)		30 (100%)		29 (100%)
全規模 合 計	概ね同じ	249 (49.8%)	40 (40.0%)	289 (48.2%)		298 (49.8%)
	概ね高い	133 (26.6%)	11 (11.0%)	144 (24.0%)		148 (24.7%)
	概ね低い	117 (23.4%)	49 (49.0%)	166 (27.7%)		152 (25.4%)
	合 計	499 (100%)	100 (100%)	599 (100%)		598 (100%)

前ページの続き

職 員

(単位：会員)

規 模	区 分	平成 28 年度				平成 27 年度
		大学法人	短大法人等	合 計		合 計
100 人 未満	概ね同じ	6 (37.5%)	2 (15.3%)	8 (27.5%)	<	12 (40.0%)
	概ね高い	0 (0%)	1 (7.6%)	1 (3.4%)		1 (3.3%)
	概ね低い	10 (62.5%)	10 (76.9%)	20 (68.9%)	>	17 (56.6%)
	合 計	16 (100%)	13 (100%)	29 (100%)		30 (100%)
200 人 未満	概ね同じ	18 (46.1%)	15 (37.5%)	33 (41.7%)		33 (43.4%)
	概ね高い	4 (10.2%)	3 (7.5%)	7 (8.8%)		7 (9.2%)
	概ね低い	17 (43.5%)	22 (55.0%)	39 (49.3%)		36 (47.3%)
	合 計	39 (100%)	40 (100%)	79 (100%)		76 (100%)
300 人 未満	概ね同じ	31 (55.3%)	13 (46.4%)	44 (52.3%)		42 (51.2%)
	概ね高い	3 (5.3%)	4 (14.2%)	7 (8.3%)		9 (10.9%)
	概ね低い	22 (39.2%)	11 (39.2%)	33 (39.2%)		31 (37.8%)
	合 計	56 (100%)	28 (100%)	84 (100%)		82 (100%)
400 人 未満	概ね同じ	26 (41.9%)	5 (45.4%)	31 (42.4%)	<	38 (50.6%)
	概ね高い	6 (9.6%)	0 (0%)	6 (8.2%)		4 (5.3%)
	概ね低い	30 (48.3%)	6 (54.5%)	36 (49.3%)	>	33 (44.0%)
	合 計	62 (100%)	11 (100%)	73 (100%)		75 (100%)
500 人 未満	概ね同じ	23 (46.9%)	4 (80.0%)	27 (50.0%)		30 (50.0%)
	概ね高い	7 (14.2%)	0 (0%)	7 (12.9%)	<	11 (18.3%)
	概ね低い	19 (38.7%)	1 (20.0%)	20 (37.0%)	>	19 (31.6%)
	合 計	49 (100%)	5 (100%)	54 (100%)		60 (100%)
600 人 未満	概ね同じ	32 (62.7%)	3 (100%)	35 (64.8%)		32 (62.7%)
	概ね高い	10 (19.6%)	0 (0%)	10 (18.5%)		9 (17.6%)
	概ね低い	9 (17.6%)	0 (0%)	9 (16.6%)	<	10 (19.6%)
	合 計	51 (100%)	3 (100%)	54 (100%)		51 (100%)

前ページの続き

(単位：会員)

規 模	区 分	平成 28 年度				平成 27 年度
		大学法人	短大法人等	合 計		合 計
800 人 未満	概ね同じ	34 (64.1%)		34 (64.1%)		35 (66.0%)
	概ね高い	6 (11.3%)		6 (11.3%)		7 (13.2%)
	概ね低い	13 (24.5%)		13 (24.5%)	>	11 (20.7%)
	合 計	53 (100%)		53 (100%)		53 (100%)
1,000 人 未満	概ね同じ	17 (53.1%)		17 (53.1%)		16 (55.1%)
	概ね高い	11 (34.3%)		11 (34.3%)	>	9 (31.0%)
	概ね低い	4 (12.5%)		4 (12.5%)		4 (13.7%)
	合 計	32 (100%)		32 (100%)		29 (100%)
1,500 人 未満	概ね同じ	25 (48.0%)		25 (48.0%)		24 (45.2%)
	概ね高い	23 (44.2%)		23 (44.2%)		25 (47.1%)
	概ね低い	4 (7.6%)		4 (7.6%)		4 (7.5%)
	合 計	52 (100%)		52 (100%)		53 (100%)
3,000 人 未満	概ね同じ	23 (38.9%)		23 (38.9%)		23 (38.3%)
	概ね高い	32 (54.2%)		32 (54.2%)		31 (51.6%)
	概ね低い	4 (6.7%)		4 (6.7%)	<	6 (10.0%)
	合 計	59 (100%)		59 (100%)		60 (100%)
3,000 人 以上	概ね同じ	8 (26.6%)		8 (26.6%)	<	9 (31.0%)
	概ね高い	21 (70.0%)		21 (70.0%)		20 (68.9%)
	概ね低い	1 (3.3%)		1 (3.3%)	>	0 (0%)
	合 計	30 (100%)		30 (100%)		29 (100%)
全規模 合 計	概ね同じ	243 (48.6%)	42 (42.0%)	285 (47.5%)		294 (49.1%)
	概ね高い	123 (24.6%)	8 (8.0%)	131 (21.8%)		133 (22.2%)
	概ね低い	133 (26.6%)	50 (50.0%)	183 (30.5%)		171 (28.5%)
	合 計	499 (100%)	100 (100%)	599 (100%)		598 (100%)

Q10（1）懲戒解雇を受けた場合における退職金の支給制限

懲戒解雇を受けた場合における退職金の支給制限について、96.0%の会員が「支給制限がある」と回答した。「支給制限がある（全部支給しない）」とした会員が最も多く、大学法人では 334 会員（66.9%）、短大法人等では 64 会員（63.3%）だった。

「支給制限はない」と回答したのは、24 会員（4.0%）のみであった。

グラフ Q10（1）懲戒解雇を受けた場合の退職金の支給制限（会員数の割合）

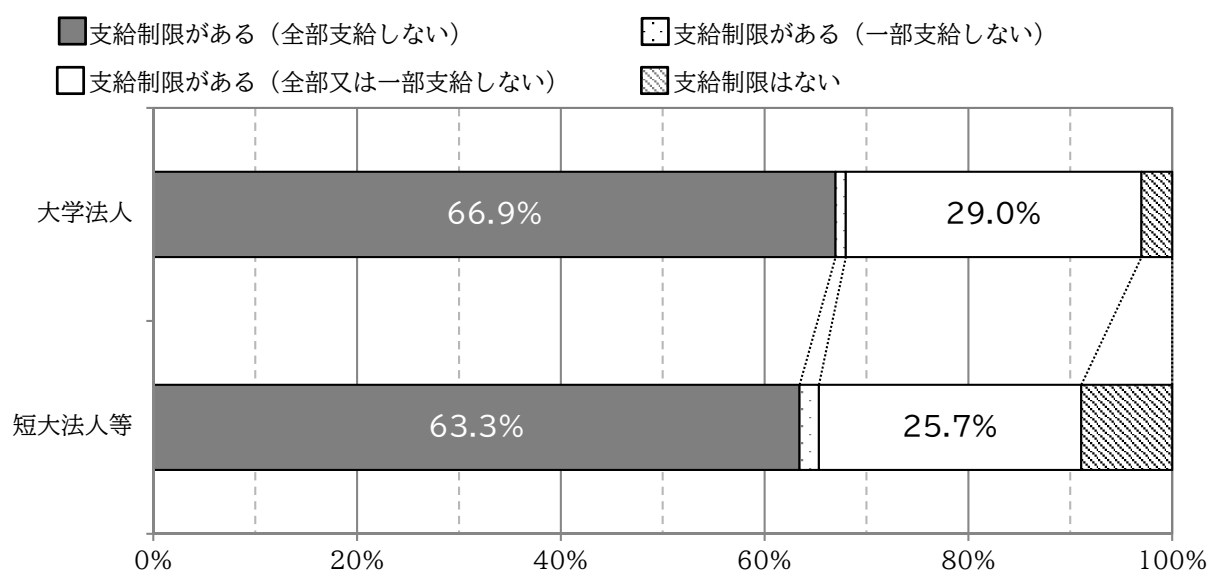


表 Q10(1) 懲戒解雇を受けた場合における退職金の支給制限

(単位：会員)

区 分	大学法人		短大法人等	
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
支給制限がある (全部支給しない)	334 (66.9%)	324 (65.1%)	64 (63.3%)	65 (63.7%)
支給制限がある (一部支給しない)	5 (1.0%)	6 (1.2%)	2 (1.9%)	4 (3.9%)
支給制限がある(全部 又は一部支給しない)	145 (29.0%)	151 (30.3%)	26 (25.7%)	27 (26.4%)
支給制限はない	15 (3.0%)	16 (3.2%)	9 (8.9%)	6 (5.8%)
合 計	499 (100%)	497 (100%)	101 (100%)	102 (100%)

区 分	合計	
	平成 28 年度	平成 27 年度
支給制限がある (全部支給しない)	398 (66.3%)	389 (64.9%)
支給制限がある (一部支給しない)	7 (1.1%)	10 (1.6%)
支給制限がある(全部 又は一部支給しない)	171 (28.5%)	178 (29.7%)
支給制限はない	24 (4.0%)	22 (3.6%)
合 計	600 (100%)	599 (100%)

Q10（2）支給済の退職金を返納請求できる規定の有無

懲戒解雇を受けた場合の退職金の支給制限があると回答した会員に、在職中に懲戒解雇とすべき事実が発覚した退職者に対し支給済の退職金の全部又は一部を返納請求できることとする規定の有無を伺った。大学法人、短大法人等ともに「返納請求規定がある」とした会員は、大学法人で 130 会員（26.8%）、短大法人等で 27 会員（29.3%）だった。

グラフ Q10（2）支給済の退職金を返納請求できる規定の有無（会員数の割合）

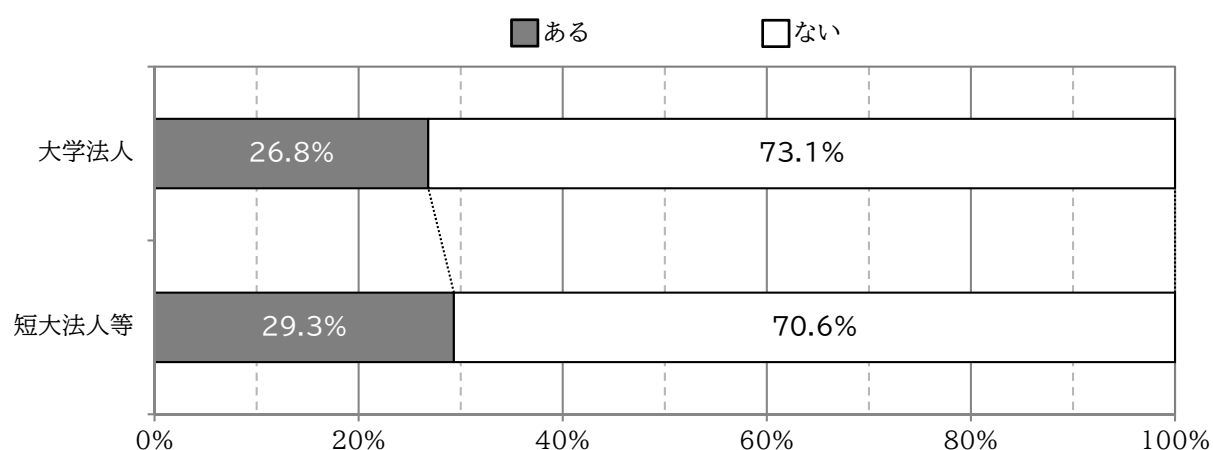


表 Q10（2）支給済の退職金を返納請求できる規定の有無

(単位：会員)

区 分	大学法人		短大法人等	
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
返納請求規定がある	130 (26.8%)	115 (23.9%)	27 (29.3%)	24 (25.0%)
返納請求規定がない	354 (73.1%)	366 (76.0%)	65 (70.6%)	72 (75.0%)
合 計	484 (100%)	481 (100%)	92 (100%)	96 (100%)

区 分	合計	
	平成 28 年度	平成 27 年度
返納請求規定がある	157 (27.2%)	139 (24.0%)
返納請求規定がない	419 (72.7%)	438 (75.9%)
合 計	576 (100%)	577 (100%)

Q11 (1) 教職員の年俸制の導入状況

教職員の年俸制の導入状況については、教職員ともに「導入していない」とした会員の方が多く、教員で465会員(77.5%)、職員で503会員(83.8%)であった。

グラフ Q11 (1) 教職員の年俸制の導入状況(会員数の割合)

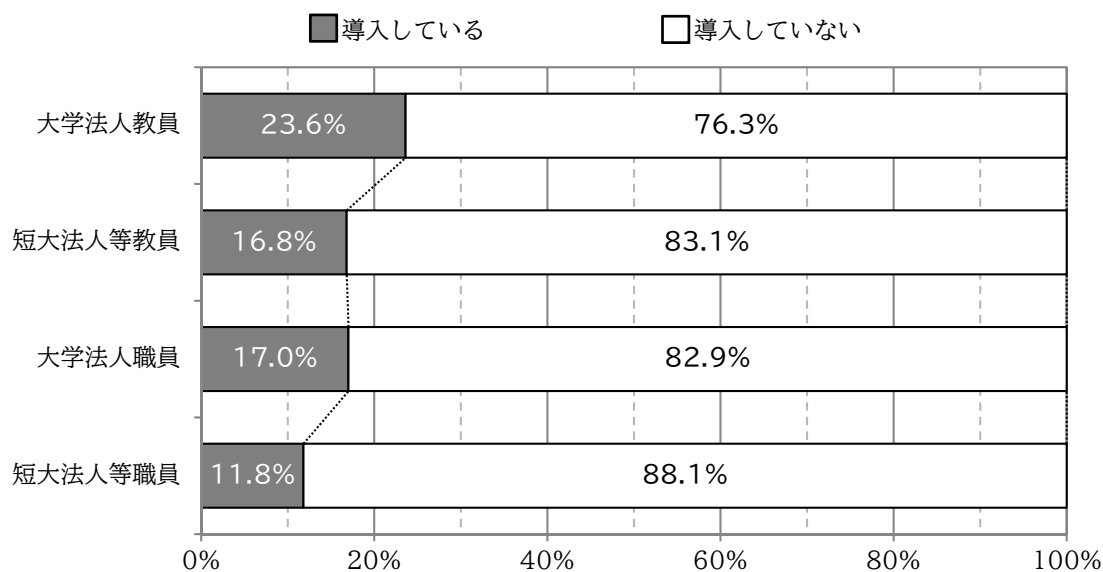


表 Q11 (1) 年俸制の導入状況

教 員

(単位: 会員)

区 分	大学法人			短大法人等			合 計		
	平成 28 年度		平成 27 年度	平成 28 年度		平成 27 年度	平成 28 年度		平成 27 年度
導 入 している	118 (23.6%)	<	136 (27.3%)	17 (16.8%)	>	14 (13.7%)	135 (22.5%)		150 (25.0%)
導 入 していない	381 (76.3%)	>	361 (72.6%)	84 (83.1%)	<	88 (86.2%)	465 (77.5%)		449 (74.9%)
合 計	499 (100%)		497 (100%)	101 (100%)		102 (100%)	600 (100%)		599 (100%)

職 員

(単位: 会員)

区 分	大学法人			短大法人等			合 計		
	平成 28 年度		平成 27 年度	平成 28 年度		平成 27 年度	平成 28 年度		平成 27 年度
導 入 している	85 (17.0%)	<	103 (20.7%)	12 (11.8%)		12 (11.7%)	97 (16.1%)	<	115 (19.1%)
導 入 していない	414 (82.9%)	>	394 (79.2%)	89 (88.1%)		90 (88.2%)	503 (83.8%)	>	484 (80.8%)
合 計	499 (100%)		497 (100%)	101 (100%)		102 (100%)	600 (100%)		599 (100%)

Q11（２）年俸制導入の予定及び検討状況

教職員の年俸制を導入していないと回答した会員に対し、導入の予定及び検討状況を伺った。

教職員ともに「導入を予定している」若しくは「導入を検討している」とした会員は、教職員ともに22 会員であった。

グラフ Q11（２）年俸制導入の予定及び検討状況（会員数の割合）

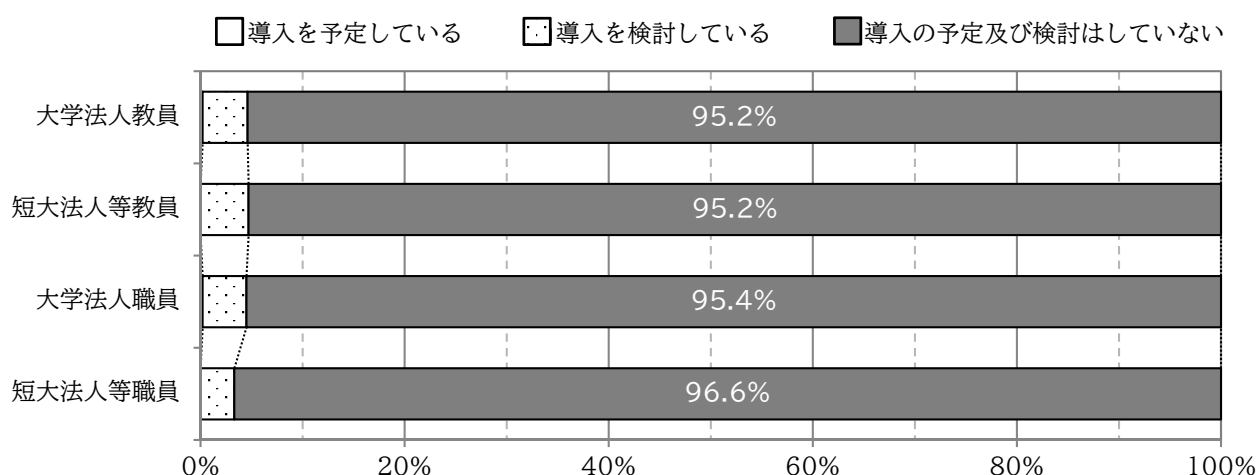


表 Q11（２）年俸制導入の予定及び検討状況

教 員

（単位：会員）

区 分	大学法人		短大法人等		合 計	
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
導入を予定している	1 (0.2%)	2 (0.5%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)	2 (0.4%)
導入を検討している	17 (4.4%)	20 (5.5%)	4 (4.7%)	7 (7.9%)	21 (4.5%)	27 (6.0%)
導入の予定及び 検討はしていない	363 (95.2%)	339 (93.9%)	80 (95.2%)	81 (92.0%)	443 (95.2%)	420 (93.5%)
合 計	381 (100%)	361 (100%)	84 (100%)	88 (100%)	465 (100%)	449 (100%)

職 員

（単位：会員）

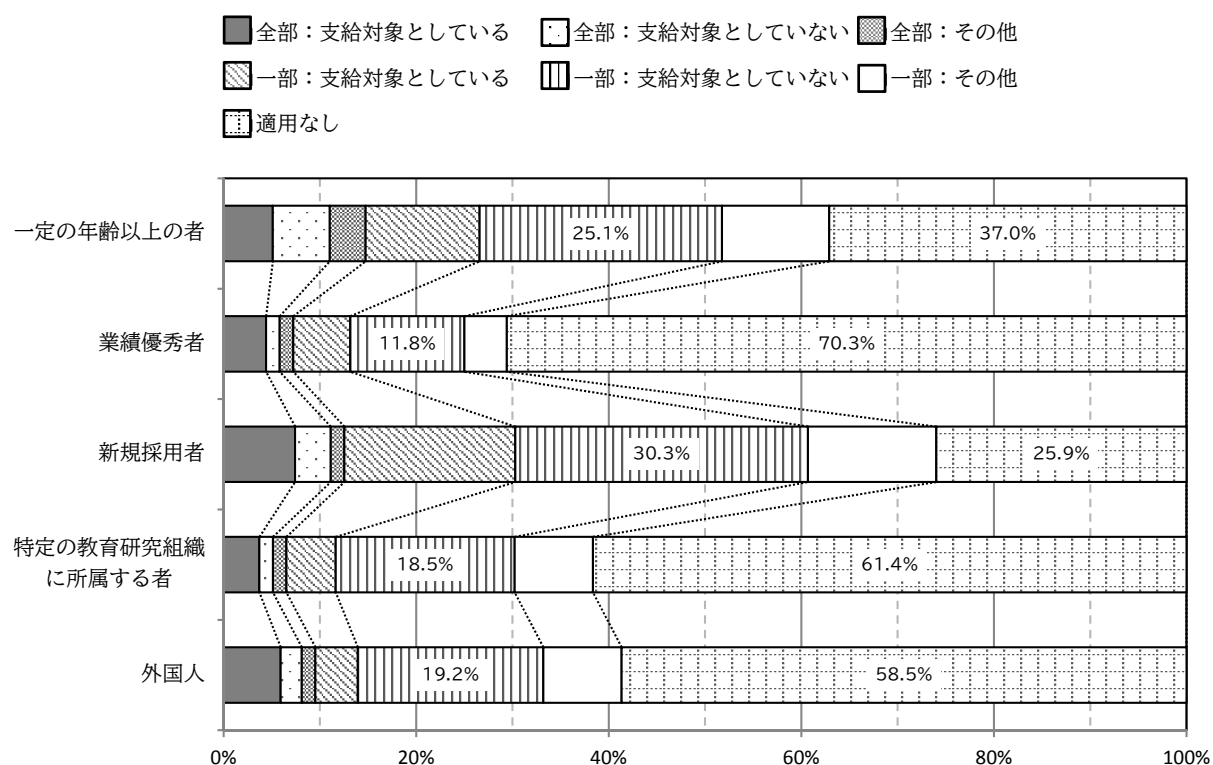
区 分	大学法人		短大法人等		合 計	
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
導入を予定している	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.1%)	0 (0%)
導入を検討している	18 (4.3%)	22 (5.5%)	3 (3.3%)	6 (6.6%)	21 (4.1%)	28 (5.7%)
導入の予定及び 検討はしていない	395 (95.4%)	372 (94.4%)	86 (96.6%)	84 (93.3%)	481 (95.6%)	456 (94.2%)
合 計	414 (100%)	394 (100%)	89 (100%)	90 (100%)	503 (100%)	484 (100%)

Q11 (3) 区分別年俸制の適用範囲と退職金の有無

年俸制を導入していると回答した会員に対し、区分別に適用範囲及び退職金支給の対象か否かを伺った。

教職員ともに「新規採用者」に適用としている会員が多く、教員は 100 会員(70.0%)、職員は 70 会員(72.1%)が対象としていた。次いで「一定の年齢以上の者」が多く、教員は 85 会員(62.9%)、職員は 68 会員(70.1%)が対象としていた。

グラフ Q11 (3) 教員 区分別年俸制の適用範囲（会員数の割合）



※ 割合は教職員ともに同じ傾向にあるため、グラフは教員のみを表示している。

表 Q11 (3) 教員 区分別年俸制の適用範囲

(単位：会員)

区 分			平成 28 年度					
			大学法人		短大法人等		合 計	
一 定 の 年 齢 以 上 の 者	全 部	支給対象	7	(5.9%)	0	(0%)	7	(5.1%)
		対象外	7	(5.9%)	1	(5.8%)	8	(5.9%)
		その他	4	(3.3%)	1	(5.8%)	5	(3.7%)
	一 部	支給対象	13	(11.0%)	3	(17.6%)	16	(11.8%)
		対象外	30	(25.4%)	4	(23.5%)	34	(25.1%)
		その他	12	(10.1%)	3	(17.6%)	15	(11.1%)
	適用なし		45	(38.1%)	5	(29.4%)	50	(37.0%)
	合 計		118	(100%)	17	(100%)	135	(100%)
業 績 優 秀 者	全 部	支給対象	6	(5.0%)	0	(0%)	6	(4.4%)
		対象外	2	(1.6%)	0	(0%)	2	(1.4%)
		その他	1	(0.8%)	1	(5.8%)	2	(1.4%)
	一 部	支給対象	7	(5.9%)	1	(5.8%)	8	(5.9%)
		対象外	15	(12.7%)	1	(5.8%)	16	(11.8%)
		その他	6	(5.0%)	0	(0%)	6	(4.4%)
	適用なし		81	(68.6%)	14	(82.3%)	95	(70.3%)
	合 計		118	(100%)	17	(100%)	135	(100%)
新 規 採 用 者	全 部	支給対象	10	(8.4%)	0	(0%)	10	(7.4%)
		対象外	4	(3.3%)	1	(5.8%)	5	(3.7%)
		その他	1	(0.8%)	1	(5.8%)	2	(1.4%)
	一 部	支給対象	21	(17.7%)	3	(17.6%)	24	(17.7%)
		対象外	36	(30.5%)	5	(29.4%)	41	(30.3%)
		その他	16	(13.5%)	2	(11.7%)	18	(13.3%)
	適用なし		30	(25.4%)	5	(29.4%)	35	(25.9%)
	合 計		118	(100%)	17	(100%)	135	(100%)
特 定 の 教 育 研 究 組 織 に 所 属 す る 者	全 部	支給対象	5	(4.2%)	0	(0%)	5	(3.7%)
		対象外	2	(1.6%)	0	(0%)	2	(1.4%)
		その他	1	(0.8%)	1	(5.8%)	2	(1.4%)
	一 部	支給対象	6	(5.0%)	1	(5.8%)	7	(5.1%)
		対象外	24	(20.3%)	1	(5.8%)	25	(18.5%)
		その他	11	(9.3%)	0	(0%)	11	(8.1%)
	適用なし		69	(58.4%)	14	(82.3%)	83	(61.4%)
	合 計		118	(100%)	17	(100%)	135	(100%)
外 国 人	全 部	支給対象	8	(6.7%)	0	(0%)	8	(5.9%)
		対象外	3	(2.5%)	0	(0%)	3	(2.2%)
		その他	1	(0.8%)	1	(5.8%)	2	(1.4%)
	一 部	支給対象	5	(4.2%)	1	(5.8%)	6	(4.4%)
		対象外	24	(20.3%)	2	(11.7%)	26	(19.2%)
		その他	11	(9.3%)	0	(0%)	11	(8.1%)
	適用なし		66	(55.9%)	13	(76.4%)	79	(58.5%)
	合 計		118	(100%)	17	(100%)	135	(100%)

※回答項目の「支給対象としている」「支給対象としていない」を、それぞれ「支給対象」「対象外」と省略して表記している。

以下同様。

表 Q11 (3) 職員 区分別年俸制の適用範囲

(単位：会員)

区 分			平成 28 年度					
			大学法人		短大法人等		合 計	
一 定 の 年 齢 以 上 の 者	全 部	支給対象	4	(4.7%)	0	(0%)	4	(4.1%)
		対象外	7	(8.2%)	1	(8.3%)	8	(8.2%)
		その他	2	(2.3%)	0	(0%)	2	(2.0%)
	一 部	支給対象	15	(17.6%)	3	(25.0%)	18	(18.5%)
		対象外	20	(23.5%)	1	(8.3%)	21	(21.6%)
		その他	12	(14.1%)	3	(25.0%)	15	(15.4%)
	適用なし		25	(29.4%)	4	(33.3%)	29	(29.8%)
	合 計		85	(100%)	12	(100%)	97	(100%)
業 績 優 秀 者	全 部	支給対象	4	(4.7%)	0	(0%)	4	(4.1%)
		対象外	2	(2.3%)	0	(0%)	2	(2.0%)
		その他	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	一 部	支給対象	6	(7.0%)	1	(8.3%)	7	(7.2%)
		対象外	7	(8.2%)	1	(8.3%)	8	(8.2%)
		その他	6	(7.0%)	0	(0%)	6	(6.1%)
	適用なし		60	(70.5%)	10	(83.3%)	70	(72.1%)
	合 計		85	(100%)	12	(100%)	97	(100%)
新 規 採 用 者	全 部	支給対象	7	(8.2%)	0	(0%)	7	(7.2%)
		対象外	3	(3.5%)	0	(0%)	3	(3.0%)
		その他	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	一 部	支給対象	15	(17.6%)	4	(33.3%)	19	(19.5%)
		対象外	22	(25.8%)	3	(25.0%)	25	(25.7%)
		その他	14	(16.4%)	2	(16.6%)	16	(16.4%)
	適用なし		24	(28.2%)	3	(25.0%)	27	(27.8%)
	合 計		85	(100%)	12	(100%)	97	(100%)
特 定 の 教 育 研 究 組 織 に 所 属 す る 者	全 部	支給対象	3	(3.5%)	0	(0%)	3	(3.0%)
		対象外	2	(2.3%)	0	(0%)	2	(2.0%)
		その他	1	(1.1%)	0	(0%)	1	(1.0%)
	一 部	支給対象	5	(5.8%)	1	(8.3%)	6	(6.1%)
		対象外	11	(12.9%)	1	(8.3%)	12	(12.3%)
		その他	9	(10.5%)	0	(0%)	9	(9.2%)
	適用なし		54	(63.5%)	10	(83.3%)	64	(65.9%)
	合 計		85	(100%)	12	(100%)	97	(100%)
外 国 人	全 部	支給対象	4	(4.7%)	0	(0%)	4	(4.1%)
		対象外	2	(2.3%)	0	(0%)	2	(2.0%)
		その他	0	(0%)	0	(0%)	0	(0%)
	一 部	支給対象	5	(5.8%)	1	(8.3%)	6	(6.1%)
		対象外	9	(10.5%)	2	(16.6%)	11	(11.3%)
		その他	9	(10.5%)	0	(0%)	9	(9.2%)
	適用なし		56	(65.8%)	9	(75.0%)	65	(67.0%)
	合 計		85	(100%)	12	(100%)	97	(100%)

平成 28 年度 退職金等に関する実態調査

本調査は、全ての質問について 7 月 22 日 (金) までにご回答ください。

回答方法：当財団 Web サイトで回答 又は 同封の回答用紙に記入し財団へ送付

*調査回答に関する補足説明を本調査依頼状の「6.回答上の注意」に掲載しています。ご確認ください。

Q 1 大学、短期大学、高等専門学校、法人本部に所属し、学校法人の退職金規程等に基づき退職金を支給する対象となる教員・職員（以下「教職員」という。）の人数（平成 28 年 5 月 1 日現在、高校以下を除き、休職者を含む。）と、そのうち当財団へ登録している人数を教員及び職員の別（以下「教職員別」という。）にお答えください。

Q 2 平成 27 年度の決算における学校法人全体の退職給与引当金（貸借対照表に記載の金額）と退職給与引当特定資産（引当特定預金等）の金額（貸借対照表に記載の金額）をお答えください。

Q 3 (1) 教職員の定年年齢を教職員別にお答えください。

なお、定年年齢が複数設定されている場合には、適用者が最も多い年齢を記入してください。
また、定年制が無い、又は定年制を適用する教職員がいない場合には、「0 歳」と記入してください。

(2) 定年退職後の継続雇用制度を設けていますか。また、平成 28 年 5 月 1 日現在、何名の方が適用されていますか。教職員別にお答えください。
⇒回答番号①は (3) へ、それ以外は Q 4 へ進んでください。

- ① 継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としている）
- ② 継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としていない）
- ③ 継続雇用制度を設けていない
- ④ その他（その他記載欄にご記入ください）

(3) 継続雇用制度の適用者に対する退職金は、以下のいずれに該当しますか。教職員別にお答えください。

- ① 採用から継続雇用期間の終了まで通算した在职期間による支給率を適用し、退職金を支給する
- ② 継続雇用期間は在职期間を通算せず、継続雇用期間による支給率を適用し、退職金を別途支給する
- ③ 継続雇用期間は在职期間を通算せず、継続雇用期間に応じた定額の退職金を別途支給する
- ④ 継続雇用期間は在职期間を通算せず、役割や勤務成績等を勘案し、個人別に異なる定額の退職金を別途支給する
- ⑤ 支給しない
- ⑥ その他（その他記載欄にご記入ください）

Q 4 (1) 定年前早期退職制度を設けていますか。制度を設けている場合、早期退職を認めるにあたり、早期退職対象者について制限はありますか。教職員別にお答えください。（複数回答可）
⇒回答番号②は Q 5 へ、それ以外は Q 4 (2) へ進んでください。

- ① 制度を設けている
- ア 定年前の年数で制限している（年数をご記入ください）
- イ 一定の年齢で制限している（年齢をご記入ください）
- ウ 上記ア、イ以外の制限がある（その他記載欄にご記入ください）
- エ 制限はない
- ② 制度を設けていない

(2) 早期退職の教職員に対する退職金の割り増し制度はありますか。教職員別にお答えください。

- ① 退職金を割り増しする
- ア 定年前の年数により割増率を設定
- イ 定年前の年数により定額を設定
- ウ 退職時の年齢により割増率を設定
- エ 退職時の年齢により定額を設定
- オ 定年前の年数又は年齢に関係なく一定額を割り増し
- カ その他の方法で割り増し（その他記載欄にご記入ください）
- ② 割り増しはしない

Q 5 退職金の支給対象となる必要な在职期間を教職員別にお答えください。
なお半年（6 カ月）等年単位でない場合は、月数を切り捨ててお答えください。

- ① 0 年以上
- ② 1 年以上
- ③ 2 年以上
- ④ 3 年以上
- ⑤ 4 年以上
- ⑥ その他（その他記載欄にご記入ください）

Q 6 退職金の算定方法を教職員別にお答えください。

- ① 退職金算定基礎額×支給率
- ② 退職金算定基礎額×支給率＋特別功労金等
- ③ 退職金算定基礎額×支給率＋評価ポイント分^(注1)
- ④ 完全にポイント制^(注2)
- ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

(注1)「評価ポイント分」とは、役職別の賃制度を勘案した職責ポイント等を額に換算したもの。
(注2)「完全にポイント制」とは、役職別の賃制度や勤続年数などの評価要素を点数化したものを教職員が退職するまで一定期間毎に付与し、退職時にそれまで付与された累積点数に1点当たりの単価を乗じて得られた金額を退職金とする方法のこと。

Q 7 当財団に届け出る俸給月額である「維持会員が退職金算定の基礎としている俸給の月額」（退職金の算定基礎額）を教職員別にお答えください。Q 6 の回答番号が、「④完全にポイント制」の維持会員は、「⑤ポイント制」と回答してください。

- ① 退職時の俸給（本俸）
- ② 退職時の俸給に調整係数を乗ずるなどにより調整する（手当以外）
- ③ 退職時の俸給に諸手当を加える
- ④ 過去の俸給等（退職時の俸給以外）の平均
- ⑤ ポイント制
- ⑥ その他（その他記載欄にご記入ください）

Q 8 退職金の支給率は何を基準としていますか。教職員別にお答えください。Q 6 の回答番号が、「④完全にポイント制」の維持会員は、「⑤完全にポイント制」と回答してください。

- ① 当財団の交付率を準用
- ② 現在の国家公務員の支給率を準用
- ③ 現在の地方公務員の支給率を準用
- ④ 独自の支給率
- ⑤ 完全にポイント制
- ⑥ その他（国立大学法人の支給率を準用）など、その他記載欄にご記入ください

Q 9 教職員の賃金（俸給月額）水準を教職員別にお答えください。
なお、教員は給与法の教育職俸給表（一）と、職員は給与法の行政職俸給表（一）と、それぞれ比較してください。

- ① 概ね国家公務員と同じ
- ② 概ね国家公務員より高い
- ③ 概ね国家公務員より低い

平成 28 年度 退職金等に関する実態調査 回答用紙

会 員 番 号						維 持 会 員 名
回答記入者氏名						所 属 部 課 名
学 校 種 別	学 校 名 (下欄に記載してください)					
大 学						
短 期 大 学						
高等専門学校						

回答は、選択肢の番号、人数・年齢・金額を数字でご記入ください。

	区 分	退職金を支給する人数	当財団へ登録している人数
Q 1	教 員	人	人
	職 員	人	人

Q 2	退職給与引当金	退職給与引当特定資産
	円	円

Q 3	(1)	教 員	歳	その他記載欄
		職 員	歳	
	(2)	教 員	人	その他記載欄
		職 員	人	その他記載欄
(3)	教 員	その他記載欄	その他記載欄	
	職 員	その他記載欄		

Q 10 (1) 規定上の、懲戒解雇を受けた場合における退職金の支給制限（全部又は一部を支給しないこととする）の有無をお答えください。
⇒ 回答番号①、②、③は (2) へ、④は Q 11 へ進んでください。

- ① 支給制限がある（全部支給しない）
- ② 支給制限がある（一部支給しない）
- ③ 支給制限がある（全部又は一部支給しない）
- ④ 支給制限はない

(2) 退職金を支給した退職者について、在職中に懲戒解雇とすべき事実が発覚したことにより、支給済の退職金の全部又は一部を返納請求できることとする規定の有無をお答えください。

- ① ある
- ② ない

Q 11 (1) 教職員の年俸制の導入について、教職員別にお答えください。

(「年俸制」とは、教職員に対する賃金の全部又は一部を、当該教職員の業績等に関する目標の達成度を評価して、年単位に設定する制度のこと。)

⇒回答番号①は (3) へ、②は (2) へ進んでください。

- ① 導入している
- ② 導入していない

(2) 年俸制の導入について、予定又は検討の状況を教職員別にお答えください。

- ① 導入を予定している
- ② 導入を検討している
- ③ 導入の予定及び検討はしていない

(3) 制度上、年俸制の適用範囲と年俸制適用者を退職金支給対象としているかを、区分別（一定の年齢以上の者、業績優秀者、新規採用者、特定の教育研究組織に所属する者、外国人）にそれぞれお答えください。

たとえば、新規採用者の一部に年俸制を適用しており、退職金支給の対象としていれば、「新規採用者」については (A) を「②一部」、(B) を「①支給対象としている」と回答してください。

なお、該当がない場合は、(A) を「③適用なし」としてください。

(A)適用範囲（制度として）

⇒回答番号①、②は「B」へ進んでください。

- ① 全部
- ② 一部
- ③ 適用なし

(B)退職金支給対象としているか

- ① 支給対象としている
- ② 支給対象としていない
- ③ その他（個人毎に契約締結時に取り決める等）

～ ご協力ありがとうございました。～

Q 4	(1)	教員	具体的な年数または年齢 年／ 歳	その他記載欄
		職員	具体的な年数または年齢 年／ 歳	その他記載欄
	(2)	教員	その他記載欄	
		職員	その他記載欄	

Q 5	教員	その他記載欄
	職員	その他記載欄

Q 6	教員	その他記載欄
	職員	その他記載欄

Q 7	教員	その他記載欄
	職員	その他記載欄

Q 8	教員	その他記載欄
	職員	その他記載欄

Q 9	教員	
	職員	

Q 10	(1)	
	(2)	

Q 11	(1)	教員			(A)適用範囲	(B)退職金支給対象か
		職員				
	(2)	教員				
		職員				
	(3)	教員		一定の年齢以上の者		
				業績優秀者		
				新規採用者		
				特定の教育研究組織に所属する者		
				外国人		
				一定の年齢以上の者		
	職員		業績優秀者			
		新規採用者				
		特定の教育研究組織に所属する者				
		外国人				

以上

～ ご協力ありがとうございました。～

平成 28 年度 退職金等に関する実態調査報告書

2016（平成 28）年 12 月 19 日

発 行：公益財団法人 私立大学退職金財団

住 所：〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 10 階

TEL：03 - 3234 - 3361（代表）

FAX：03 - 3234 - 3365

<http://www.shidai-tai.or.jp>

禁無断転載・転用